

iTrust日本株式 _{愛称} 日本選抜~シェアNO.1企業厳選~

追加型投信/国内/株式

投資信託説明書(請求目論見書)

2025.10.21

ピクテ・ジャパン株式会社

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書であり、投資者の請求により交付される目論見書(請求目論見書)です。

本目論見書により行う「iTrust日本株式」の受益権の募集については、委託会社は、金融商 品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年10月20日に関東財務局長に提出して おり、2025年10月21日にその届出の効力が生じております。

発 行 者 名 : ピクテ・ジャパン株式会社

代表者の役職氏名 : 代表取締役社長 萩野 琢英

本 店 の 所 在 の 場 所 : 東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号

を縦覧に供する場所 : 該当事項はありません。

目 次

第一部	【証券情報】	1
第二部	【ファンド情報】	3
第1	【ファンドの状況】	3
1	【ファンドの性格】	3
2	【投資方針】	6
3	【投資リスク】	11
4	【手数料等及び税金】	14
5	【運用状況】	17
第2	【管理及び運営】	21
1	【申込(販売)手続等】	21
2	【換金(解約)手続等】	22
3	【資産管理等の概要】	23
4	【受益者の権利等】	24
第3	【ファンドの経理状況】	25
1	【財務諸表】	27
2	【ファンドの現況】	34
第4	【内国投資信託受益証券事務の概要】	34
第三部	【委託会社等の情報】	36
第1	【委託会社等の概況】	36
1	【委託会社等の概況】	36
2	【事業の内容及び営業の概況】	36
3	【委託会社等の経理状況】	36
4	【利害関係人との取引制限】	61
5	【その他】	61

<添付>

投資信託約款

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

iTrust日本株式

(愛称として「日本選抜~シェアNO.1企業厳選~」と称する場合があります。以下「ファンド」といいます。)

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託受益権

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます)。委託会社であるピクテ・ジャパン株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3) 【発行(売出)価額の総額】

1兆円※を上限とします。

※受益権1口当たりの各発行価格に各発行口数を乗じて得た金額の合計額

(4)【発行(売出)価格】

取得申込受付日の基準価額※とします。

※「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額(純資産総額)を計算日における受益権口数で除した金額で、ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示しています。基準価額は、組入れた有価証券等の値動きにより日々変動します。

ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合の発行価格は、各計算期間終了日の基準価額とします。

基準価額は、委託会社(ピクテ・ジャパン株式会社 電話番号03-3212-1805(受付時間:委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで) ホームページおよび携帯サイトhttps://www.pictet.co.jp)または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます(略称「i日本株式」)。

(5)【申込手数料】

ありません。

(6)【申込単位】

販売会社が定める1円または1口(当初元本1口=1円)の整数倍の単位とします。

ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。 詳しくは、販売会社にてご確認ください。

自動購入サービス契約*を利用してのご購入の場合は、当該契約に定める単位にて申込みいただく場合があります。 ※当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用すること があり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。また、「自動購入サービス」等の取扱いの有無 については、販売会社にご確認ください。

(7)【申込期間】

2025年10月21日から2026年4月20日までとします。

なお、申込期間は上記期間満了前に、委託会社が有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8)【申込取扱場所】

販売会社の本支店等において申込みの取扱いを行います。販売会社については、委託会社(ピクテ・ジャパン株式会社 電話番号03-3212-1805(受付時間:委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで) ホームページおよび携帯サイトhttps://www.pictet.co.jp)までお問い合わせください。

(9)【払込期日】

受益権の取得申込者は、取得申込みを行った販売会社の定める日までに申込金額(発行価格×申込口数)を支払うものとします。各取得申込受付日の発行価額の総額は追加信託の行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

申込代金は、取得申込みを行った販売会社へお支払いください(販売会社については、「(8)申込取扱場所」に記載の委託会社までお問い合わせください)。

(11)【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権の振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

(12) 【その他】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、換金代金は、社振法および前記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

- ① ファンドは、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行うことを基本とします。 信託金の限度額は3,000億円です。
- ② ファンドの商品分類**は、追加型投信/国内/株式です。 ※一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づきます。

<商品分類表(ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。)>

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
	国内	株式
単位型	海外	債券
		不動産投信
追加型		その他資産
	内外	資産複合

<属性区分表(ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。)>

- 一、商圧四刀双(ノブマーが)	※ヨ9 の偶性区分を網掛け衣	かしていより。 1/2	
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式			
一般	年1回		
大型株		グローバル	ファミリー
中小型株	年2回	日本	ファンド
債券		北米	// // ·
一般	年4回	1.木 欧州	
公債		アジア	
社債	年6回(隔月)	オセアニア	
その他債券		中南米	
クレジット属性	年12回(毎月)	アフリカ	ファンド
不動産投信		中近東(中東)	・オブ・
その他資産	日々	エマージング	ファンズ
(投資信託証券			, , , , , ,
(株式))	その他		
資産複合			

<ファンドが該当する商品分類の定義>

商品分類		定義
単位型・追加型 追加型投信		一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財
		産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が 実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 (収益の源泉)	株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が 実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

<ファンドが該当する属性区分の定義>

属性区分		定義
投資対象資産	その他資産 (投資信託証券 (株式))	目論見書または投資信託約款において、株式、債券および不動産投信以外 の資産(ファミリーファンド方式による投資信託証券)を通じて、主として 株式に投資する旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年1回	目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	日本	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資するものをいいます。

ファンドは、マザーファンド受益証券(投資信託証券)への投資を通じて、株式を主要投資対象とします。したがって、「商品分類」における投資対象資産と、「属性区分」における投資対象資産は異なります。

(注)ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のインターネット・ホームページ(https://www.toushin.or.jp)で閲覧できます。

③ ファンドの特色

- a 主にわが国のナンバーワン企業の株式に投資します
 - ○ナンバーワン企業とは、優れたブランド力、技術力、商品・サービス開発力およびマーケティング力を有し、 業界トップシェアを誇る企業、または今後それが期待される企業を指します。
 - ○ナンバーワン企業の魅力は、特定の分野で他社を圧倒する参入障壁を築くことができ、価格支配力などにおいて高い競争優位性を有する点です。また、大企業の場合、規模の利益を活かせるため、コスト効率を改善し、相対的に高い競争力を構築することが可能です。

ナンバーワン企業の例

セコム三井不動産リンナイ警備サービス業で国内NO.1総合不動産で国内NO.1ガス給湯・厨房機器で
国内NO.1ニトリホールディングス
家具の製造・販売で国内NO.1島津製作所
クロマトグラフ・質量分析計で
国内NO.1イビデン
ハイエンド半導体パッケージ基板で
世界NO.1

信越化学工業

トヨタ自動車

半導体用シリコンウエハーで 世界NO.1

自動車メーカーで世界NO.1

- ※上記銘柄の「NO.1」とは、その分野でのトップシェア(売上高等)を意味します。
- ※上記銘柄は、ファンドの投資対象候補銘柄(2025年7月末日現在)の一例を紹介するものです。また、特定の 銘柄の勧誘・推奨を目的としたものではなく、その価格動向を示唆するものでもありません。実際の投資対 象は、これら銘柄例に限るものではなく、また投資しない場合があります。

出所:各企業の資料等を使用し委託会社作成

<運用のポイント>

- ○ボトム・アップ・アプローチによる成長株運用
 - 中長期的な企業の利益成長に着目し、高い利益成長が期待できる銘柄に厳選投資を行います。さらに、利益成 長の源泉が明確な企業に調査対象を絞ることで効率的な調査とフォローアップが可能となります。
- ○企業訪問による直接調査を重視し、個別銘柄を評価してポートフォリオを構築します。また、ピクテ・グループのグローバルな調査と情報ネットワークが支援し、ピクテ・アセット・マネジメント・リミテッド(英国)およびピクテ・アセット・マネジメント・エス・エイ(スイス)より投資助言を受けます。

<銘柄選択の際の注目点>

- ○利益成長率が高い企業
- ○利益成長の源泉が明確な企業
- ○株価指標(PER、(参考指標)PEGレシオ)
 - -注目する株価指標-
 - ・PER(株価収益率)=株価÷1株当たり当期利益 株価が利益に対して、何倍まで買われているか評価する尺度です。
 - -参考指標-
 - ・PEGレシオ=PER(株価収益率)÷1株当たり利益成長率 PER(株価収益率)が利益成長率に対して、何倍の水準になっているか評価する尺度です。

運用プロセス



※上記の運用プロセスは2025年7月末日現在のものです。市場環境等により今後変更される場合があります。

b ご購入時、ご換金時の手数料はかかりません

○ご購入時の購入手数料、ご換金時の換金手数料はかかりません。

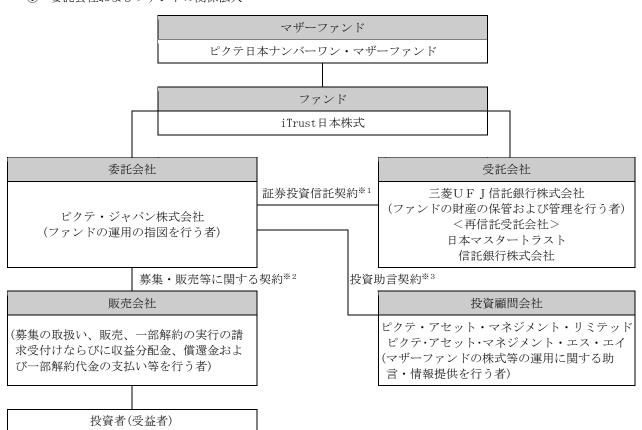
※資金動向、市況動向等によっては前記のような運用ができない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

2016年6月30日 信託契約締結、ファンドの設定および運用開始

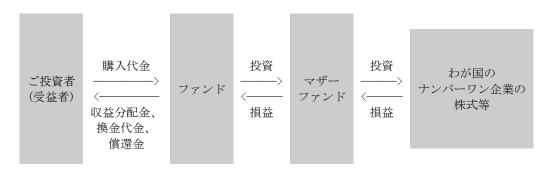
(3) 【ファンドの仕組み】

① 委託会社およびファンドの関係法人



- ※1 ファンドの投資対象・投資制限、委託会社・受託会社・受益者の権利義務関係等が規定されています。
- ※2 販売会社が行う募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求受付けならびに収益分配金、償還金および一部 解約代金の支払い等について規定されています。
- ※3 投資助言・情報提供に係る業務の内容等について規定されています。

- ○ピクテ日本ナンバーワン・マザーファンド受益証券を主要投資対象としたファミリーファンド方式で運用を行います。
- ○ファミリーファンド方式とは、投資者から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。



② 委託会社の概況(2025年7月末日現在)

資本金: 2億円

・沿 革:1981年 ピクテ銀行東京駐在員事務所開設

1986年 ピクテジャパン株式会社設立

1987年 投資顧問業の登録、投資一任業務の認可取得

1997年 ピクテ投信投資顧問株式会社に社名変更

1997年 投資信託委託業務の免許取得

2011年 大阪事務所開設

2022年 ピクテ・ジャパン株式会社に社名変更

現在に至る

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	所有株式 比率
ピクテ・アセット・マネジメント・	スイス連邦 1227 ジュネーブ	普通株式 800株	100%
ホールディング・エス・エイ	カルージュ アカシア通り60	A種優先株式 763株	

2 【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

ファンドは、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行うことを基本とします。

- ② 投資態度
 - a マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行うことを基本とします。
 - b マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてわが国のナンバーワン企業の株式に投資します。
 - c マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。
 - d 非株式割合(他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。)は、原則として信託財産総額の50%未満とします。
 - e デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に定めるものをいいます。)および外国為替予約取引による運用は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的、あるいは信託財産に属する資産または負債に係る価格変動等により生じるリスク(為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による利益または損失の増加または減少の生じるおそれをいいます。)を減じる目的で行うものとします。
 - f 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

<マザーファンドの投資態度>

- a わが国のナンバーワン企業の株式を主要投資対象とし、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行うことを基本とします。
- b 株式の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。
- c 非株式割合は、原則として信託財産総額の50%未満とします。
- d デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に定めるものをいいます。)および外国為替予約取引による運用は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的、あるいは信託財産に属する資産または負債に係る価格変動等により生じるリスク(為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による利益または損失の増加または減少の生じるおそれをいいます。)を減じる目的で行うものとします。
- e 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

- ① 投資の対象とする資産の種類
 - ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 - a 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをい

います。以下同じ。)

- (a)有価証券
- (b)デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条、第23条および第24条に定めるものに限ります。)
- (c)金銭債権((a),(b)および(d)に掲げるものに該当するものを除きます。)
- (d)約束手形((a)に掲げるものに該当するものを除きます。)
- b 次に掲げる特定資産以外の資産
 - (a)為替手形
- ② 有価証券の指図範囲

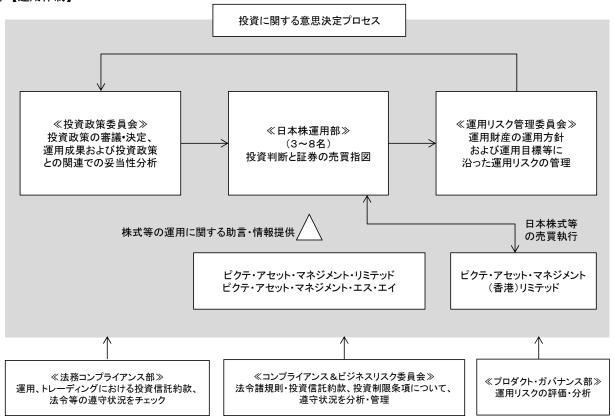
委託会社は、信託金を、主として、ピクテ・ジャパン株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結されたマザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- a 株券または新株引受権証書
- b 国債証券
- c 地方債証券
- d 特別の法律により法人の発行する債券
- e 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- f 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- g 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- h 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- i 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- i コマーシャル・ペーパー
- k 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
- 1 外国または外国の者の発行する証券または証書で、aからkまでの証券または証書の性質を有するもの
- m 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- n 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- o 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- p オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に 係るものに限ります。)
- q 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- r 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- s 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- t 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- u 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示 されるべきもの
- v 外国の者に対する権利でuの有価証券の性質を有するもの
- なお、aの証券または証書、1ならびにqの証券または証書のうちaの証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、bからfまでの証券および1ならびにqの証券または証書のうちbからfまでの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、mおよびnの証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ③ 金融商品の指図範囲
 - 委託会社は、信託金を、②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
 - a 預金
 - b 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 - c コール・ローン
 - d 手形割引市場において売買される手形
 - e 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 - f 外国の者に対する権利でeの権利の性質を有するもの
- ④ ②の規定にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、③のaからdまでに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ⑤ その他
 - a 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
 - b 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所 (金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定す る外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イ に掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げ るものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げる ものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの

指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ)。

- c 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの 指図をすることができます。
- d 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- e 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引 (以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- f 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- g 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付の指図をする ことができます。有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- h 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、 預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産 に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資 産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額についての為替変動リスク を回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- i 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て (一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係 る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をす ることができます。

(3)【運用体制】



- ・マザーファンドの運用に当たっては、「ピクテ・アセット・マネジメント・リミテッド」および「ピクテ・アセット・マネジメント・エス・エイ」から株式等の運用に関する助言・情報提供を受けます。
- ・投資政策委員会において、投資政策が審議・決定されます。
- ・モニタリングに関しては、法務コンプライアンス部において、運用・トレーディングの状況、資産の組入れの状況 ならびに投資信託約款、投資ガイドラインおよび法令等の遵守状況がチェックされます。また、コンプライアンス &ビジネスリスク委員会において、法令諸規則、投資信託約款および投資制限条項について、その遵守状況が分 析・管理されます。プロダクト・ガバナンス部において、運用リスクの評価・分析を行い、運用リスク管理委員会 において、運用財産の運用方針および運用目標等に沿って運用リスクの管理が行われます。投資政策委員会におい ては、前記のほか、運用の成果および投資政策との関連での妥当性が分析されます。これらのモニタリングの結果、

必要に応じて、関連部署に指示が出されます。

- ・委託会社においては、運用方針に関する社内規則、運用担当者に関する社内規則およびトレーディングに関する社内規則などの他、インサイダー取引防止に関する規則等を定め、運用が行われております。
- ・受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っており、また受託会社としての事務遂行力が適宜モニタリングされます。

※運用体制は、今後変更される場合があります。

(4)【分配方針】

- ① 毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。
 - a 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額 とします。
 - b 収益分配金額は、基準価額の水準および市況動向等を勘案して委託会社が決定します。ただし、必ず分配を行 うものではありません。
- c 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。 ※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。
- ② 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - a 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)相当額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 - b 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ③ 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。
- ④ ファンドの決算日

毎年7月20日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

⑤ 収益分配金のお支払い

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。

「自動けいぞく投資コース」を申込みの場合は、収益分配金は税引後無手数料で再投資されますが、再投資により 増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

<収益分配金に関する留意事項>

- ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(5)【投資制限】

① 株式への実質投資割合(投資信託約款)

制限を設けません。ただし、未上場株式および未登録株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

② 投資する株式等の範囲(投資信託約款)

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。また、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

上記にかかわらず、未上場株式または未登録株式のうち次のいずれかに掲げる発行会社の発行する株式および外国におけるこれに準ずる発行会社の発行する株式(以下「未上場株式等」といいます。)については、委託者が投資することを指図することができるものとします。ただし、一般社団法人投資信託協会規則に定める未上場株式等を間接保有する場合には、当該投資先が監査を受けていれば、この限りではありません。

a 金融商品取引法第24条の規定に基づき有価証券報告書(監査意見が無限定適正意見である旨の監査報告書が添付されているものに限ります。)を継続的に提出している発行会社(金融商品取引法第5条に規定する有価証券届

出書(監査意見が無限定適正意見である旨の監査報告書が添付されているものに限ります。)を提出している発行会社を含みます。)

- b 会社法(平成17年法律第86号)に基づく監査(会社法施行の際現に存する会社について、旧株式会社の監査等に 関する商法の特例に関する法律(昭和49年法律第22号)に基づいて行われた監査を含みます。以下同じ。)が行わ れ、かつ、その監査意見が無限定適正意見である旨の監査報告書が添付されている計算書類等を委託者において 入手できる発行会社
- c 公認会計士または監査法人により金融商品取引法または会社法に準ずる監査が行われ、かつ、その監査意見が 無限定適正意見である旨の監査報告書が添付されている財務諸表等を委託者において入手できる発行会社で、今 後も継続的に開示が見込める会社
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合(投資信託約款) 取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ④ 投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合(投資信託約款) 信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑤ 同一銘柄の株式への実質投資割合(投資信託約款) 信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合(投資信託約款) 信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑦ 同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下、会社法施行前の旧商法第341条/3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への実質投資割合(投資信託約款)信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑧ 外貨建資産への実質投資割合(投資信託約款) 信託財産の純資産総額の30%以内とします。
- ⑨ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ⑩ 信用取引の指図範囲(投資信託約款)

信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に 掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

- a 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
- b 株式分割により取得する株券
- c 有償増資により取得する株券
- d 売り出しにより取得する株券
- e 信託財産に属する転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得可能 な株券
- f 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新 株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(eのものを除きます。)の行使により取得可能な株券
- ⑪ 先物取引等の運用指図・目的・範囲(投資信託約款)
 - a 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
 - (a) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券 (以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。) の時価総額の範囲内とします。
 - (b) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに「(2)投資対象③金融商品の指図範囲」の a から d に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 - (c)コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、⑪で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
 - b 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
 - (a) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。
 - (b) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外 貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
 - (c)コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ⑪で規定する全オプション取引に係る支払

いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

- c 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
 - (a) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品 (信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに「(2)投資対象 ③金融商品 の指図範囲」の a から d に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」とい います。)の時価総額の範囲内とします。
 - (b) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに「(2)投資対象 ③金融商品の指図範囲」のaからdに掲げる金融商品で運用している額(以下(b)において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
 - (c)コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の ヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ⑪で規定する全オプション取引に係る 支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ② スワップ取引の運用指図・目的・範囲(投資信託約款)
 - a スワップ取引の契約期限は、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間 内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - b スワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解 約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超え ることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図する ものとします。
 - c bにおいてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図(投資信託約款) 金利先渡取引および為替先渡取引の決済日は、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が 当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ⑭ デリバティブ取引に係る投資制限(投資信託約款)

デリバティブ取引等(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいいます。)については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

- ⑤ 有価証券の貸付の指図および範囲(投資信託約款)
 - a 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%以内とします。
 - b 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金 額の合計額の50%以内とします。
- (6) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(投資信託約款)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

- ⑪ 資金の借入れ(投資信託約款)
 - a 委託会社は、借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - b 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する 有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券 等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還 金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金また は解約代金ならびに有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日 における信託財産の純資産総額の10%以内とします。
 - c 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ⑱ 同一法人の発行する株式(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

委託会社は、同一法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

(1)ファンドのリスク

ファンドの投資に当たりましては、以下のようなファンドの運用に関わるリスク等に十分ご留意ください。

ファンドは、実質的に株式等に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている株式の価格変動等により変動し、下落する場合があります。したがって、投資者の皆様の投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、収益や投資利回り等も未確定です。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

① 基準価額の変動要因

- a 株式投資リスク(価格変動リスク、信用リスク)
 - ・ファンドは、実質的に株式に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている株式の価格変動の影響を受けます。
 - ・株式の価格は、政治経済情勢、発行企業の業績・信用状況、市場の需給等を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。
 - ・株式の発行者に経営不振もしくは債務不履行等が生じた場合、またはそれらが予想される局面となった場合には、当該株式の価格は大きく下落することがあります。このような場合には、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。
- b 有価証券先物取引等に伴うリスク
 - ・ファンドは、有価証券先物取引等を利用することがありますので、このような場合には、ファンドの基準価額は有価証券先物取引等の価格変動の影響を受けます。
- c 流動性リスク
 - ・市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できない場合があります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。
- d 解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動リスク
 - ・解約によるファンドの資金流出に伴い、保有有価証券等を大量に売却(先物取引等については反対売買)しなければならないことがあります。その際には、市況動向や市場の流動性等の状況によって基準価額が大きく下落する可能性があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

② その他の留意点

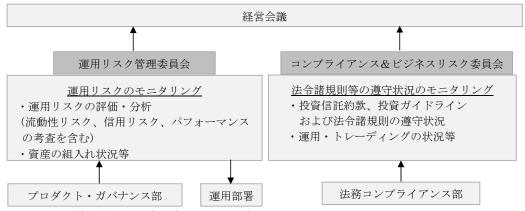
- ・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ・信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。
- ・金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みおよび解約請求の受付けを中止することならびにすでに受付けた取得申込みおよび解約請求の受付けを取消すことがあります。その場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとして後記の解約価額に準じて計算された価額とします。
- ・ファンドは、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合等には、信託契約を解約し償還される場合があります。
- ・ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。

ファンドの取得申込者には、慎重な投資を行うためにファンドの投資目的およびリスク等を認識することが求められます。

(2)リスクの管理体制

委託会社のリスク管理体制は以下のとおりです。

- ○ファンドの運用におけるリスクの評価・分析(流動性リスク、信用リスク、パフォーマンスの考査を含みます。)および資産の組入れの状況等ならびに投資信託約款、投資ガイドライン、法令諸規則の遵守状況および運用・トレーディングの状況等のモニタリングは、運用部署とは異なる部署で行います。
- ○モニタリングの結果は、上記部署により定期的に運用リスク管理委員会またはコンプライアンス&ビジネスリスク 委員会へ報告されるとともに、必要に応じて経営会議へも報告されます。また、問題点等が認識された場合は、す みやかに運用部署その他関連部署へ社内規程に定められた緊急時対応の要請や問題改善の指示または提案等を行い ます。



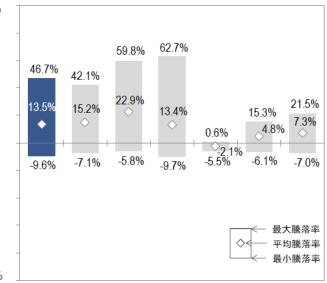
<参考情報>

ファンドの年間騰落率

および基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較* (2020年8月~2025年7月)



ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債

上記グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成 したものです。すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※対象期間の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小をファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。 各資産クラスについては以下の指数に基づき計算しております。

<各資産クラスの指数>

日本株 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

先進国株 MSCIコクサイ指数(税引前配当込み、円換算)

新興国株 MSCI エマージング・マーケット指数(税引前配当込み、円換算)

日本国債 NOMURA-BPI 国債

先進国債 FTSE 世界国債指数(除く日本、円換算)

新興国債 JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバーシファイド(円換算)

(海外の指数は、為替ヘッジをしない投資を想定して、ドルベースの各指数を委託会社が円換算しております。)

上記各指数について

■東証株価指数(TOPIX)(配当込み): 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマー ケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研または株式会社JPX総研 の関連会社(以下「JPX」といいます。)に帰属します。JPXは、同指数の指数値およびそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。 JPXは同指数の算出もしくは公表方法の変更、同指数の算出もしくは公表の停止または同指数の商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。 ■MSCIコクサイ指数(税引前配当込み):MSCIコクサイ指数は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、同指数に対 する著作権およびその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。 ■MSCIエマージング・マーケット指数(税引前配当込み): MSCIエマージング・マーケット 指数は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、同指数に対する著作権およびその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属 します。 ■NOMURA-BPI国債: NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する国内で発行された公募利付国 債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。同指数の 知的財産権とその他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属しています。また同社は同指数の正確性、完全性、信 頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果に関して一切責任を負いません。 ■FTSE世界国債指数(除く日本): FTSE世界国債指数(除く日本) は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券指数です。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。 ■JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシフ ァイド: JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドは、J.P.Morgan Securities LLCが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代 表的な指数です。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。同指数の著作権は J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

4 【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

ありません。

(2)【換金(解約)手数料】

ありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.913%(税抜0.83%)の率を乗じて得た額とし、その配分は次のとおりとします。

<信託報酬の配分(税抜)および役務の内容>

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.5%	年率0.3%	年率0.03%
ファンドの運用とそれに伴う調	購入後の情報提供、交付運用報告	ファンドの財産の保管・管理、委
査、受託会社への指図、各種情報	書等各種書類の送付、口座内での	託会社からの指図の実行等
提供等、基準価額の算出等	ファンドの管理および事務手続等	

上記の信託報酬は毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該終了日が休業日の場合は当該終了日の翌営業日)および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。

信託報酬に係る消費税等相当額を信託報酬支払いのときに信託財産中から支払います。

なお、委託会社の信託報酬には、マザーファンドの運用に関する助言・情報提供に係る投資顧問会社への報酬が含まれています。

(4) 【その他の手数料等】

信託財産に関する租税および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払います。 信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、法律・税務顧問への報酬、印刷等費用(有価証券届出書、有価証券報告書、投資信託約款、目論見書、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報その他法令により必要とされる書類等の作成、届出、交付、提供に係る費用)、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関する費用を含みます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支払うことができます。委託会社は、係る諸費用の支払いをファンドのために行い、その金額を合理的に見積もった結果、信託財産の純資産総額の年率0.055%(税抜0.05%)相当を上限とした額を、係る諸費用の合計額とみなして、ファンドより受領します。

ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、随時係る諸費用の年率を見直し、前記の額を上限としてこれを変更することができます。また、当該諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該終了日が休業日の場合は当該終了日の翌営業日)および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から委託会社に対して支払われます。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料に係る消費税等相当額、先物取引・オプション取引等に要する費用および外国における資産の保管等に要する費用等(これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。)が、そのつど信託財産から支払われます。ファンドにおいて資金借入れを行った場合、当該借入金の利息はファンドから支払われます。

当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示する ことができません。

(5)【課税上の取扱い】

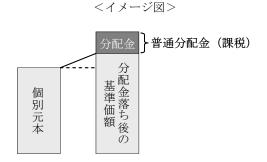
ファンドは課税上、株式投資信託として取扱われます。受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時における差益(法人の受益者の場合は、個別元本超過額)が課税の対象となります。なお、収益分配金のうちの元本払戻金(特別分配金)は課税されません。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に限りNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」および「つみたて投資枠(特定累積投資勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

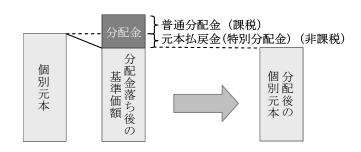
<収益分配金の課税>

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱い(配当所得)となる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払 戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払い戻しに相当する部分)の区分があります。受益者が収益分配金を受 取る際、

① 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。



- ② 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。
- ③ なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。



<個別元本について>

- ① 個別元本とは、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。)をいいます。
- ② 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ③ ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に個別元本の算出が行われます。 また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- ④ 受益者が元本払戻金(特別分配金)を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります(元本払戻金(特別分配金)については、前記の「収益分配金の課税」を参照ください)。

<解約時および償還時の課税>

個人の受益者の場合、解約時および償還時における差益が課税対象(譲渡所得とみなされます。)となります。 法人の受益者の場合、解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

<個人の受益者に対する課税>

- ① 収益分配金のうち課税扱い(配当所得)となる普通分配金における源泉徴収の税率は、以下のとおりとなります (原則として、確定申告は不要です。なお、確定申告を行うことにより申告分離課税または総合課税(配当控除の 適用が可能です。)を選択することもできます)。
- ② 解約時および償還時における差益(譲渡所得とみなして課税されます。)に係る税率は、以下のとおりとなります(特定口座(源泉徴収選択口座)を利用している場合は、原則として、確定申告は不要となります)。

<u> </u>		
期間	税率	
2014年1月1日から 2037年12月31日まで	20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%)	
2038年1月1日以降	20% (所得税15%および地方税 5 %)	

<法人の受益者に対する課税>

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率で源泉徴収され法人の受取額となります(地方税の源泉徴収はありません)。なお、ファンドは、益金不算入制度の適用はありません。

期間	税率
2014年1月1日から 2037年12月31日まで	15.315% (所得税15%および復興特別所得税0.315%)
2038年1月1日以降	15% (所得税15%)

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。 ※上記は、2025年7月末日現在のものですので、税法が改正された場合等には、適用および税率等が変更される場合があります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

直近の運用報告書の対象期間(2024年7月23日~2025年7月22日)におけるファンドの総経費率(年率換算)は以下のとおりです。

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
0.92%	0.91%	0.01%

[※]対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。

- ※上場投資信託(ETF)および上場不動産投資信託(REIT)に投資している場合、当該ETFおよびREITの管理費用等は含まれていません。
- ※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率と異なります。
- ※費用の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5 【運用状況】

以下の運用状況は2025年 7月31日現在です。

・投資比率とはファンドまたはマザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

iTrust日本株式

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	8, 568, 740, 226	99. 54
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)	_	39, 356, 098	0.46
合計(純資産総額)		8, 608, 096, 324	100.00

(参考) ピクテ日本ナンバーワン・マザーファンド

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率(%)
株式	日本	16, 083, 694, 010	99. 02
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)	_	158, 552, 176	0.98
合計(純資産総額)		16, 242, 246, 186	100.00

(2) 【投資資産】

- ①【投資有価証券の主要銘柄】
- iTrust日本株式

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国・地域	種類	種類 銘柄名		簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託受益証券	ピクテ日本ナンバーワン・マザーファンド	1, 747, 616, 860	4. 7071	8, 226, 277, 754	4. 9031	8, 568, 740, 226	99. 54

口. 種類別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99. 54
슴計	99. 54

(参考) ピクテ日本ナンバーワン・マザーファンド

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国・地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)		投資 比率 (%)
1	日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	315, 300	1, 931. 59	609, 030, 327	2, 110. 50	665, 440, 650	4. 10
2	日本	株式	日立製作所	電気機器	98, 300	3, 800. 53	373, 592, 099	4, 697. 00	461, 715, 100	2.84
3	日本	株式	住友電気工業	非鉄金属	121,600	2, 723. 16	331, 136, 256	3, 758. 00	456, 972, 800	2.81
4	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	149, 100	2, 881. 00	429, 557, 100	2, 696. 50	402, 048, 150	2. 48
5	日本	株式	イビデン	電気機器	59, 000	4, 686. 57	276, 507, 630	6, 460. 00	381, 140, 000	2. 35
6	日本	株式	ソニーグループ	電気機器	97, 800	3, 239. 78	316, 850, 484	3, 682. 00	360, 099, 600	2. 22
7	日本	株式	富士通	電気機器	106, 200	2, 723. 13	289, 196, 406	3, 305. 00	350, 991, 000	2. 16
8	日本	株式	横河電機	電気機器	80, 600	3, 365. 96	271, 296, 376	4, 029. 00	324, 737, 400	2. 00
9	日本	株式	東京応化工業	化学	76, 500	3, 644. 11	278, 774, 415	4, 162. 00	318, 393, 000	1. 96

10	日本	株式	パン・パシフィック・ インターナショナルホールディングス	小売業	62, 500	4, 151. 67	259, 479, 375	5, 069. 00	316, 812, 500	1. 95
11	日本	株式	オリックス	その他金融業	90, 300	3, 273. 59	295, 605, 177	3, 400. 00	307, 020, 000	1.89
12	日本	株式	TDK	電気機器	165, 100	1, 878. 72	310, 176, 672	1, 857. 00	306, 590, 700	1.89
13	日本	株式	アズビル	電気機器	215, 000	1, 174. 12	252, 435, 800	1, 421. 50	305, 622, 500	1.88
14	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	49, 800	5, 317. 18	264, 795, 564	6, 124. 00	304, 975, 200	1.88
15	日本	株式	НОҮА	精密機器	15, 100	21, 018. 10	317, 373, 310	19, 180. 00	289, 618, 000	1. 78
16	日本	株式	アルバック	電気機器	51, 400	5, 891. 22	302, 808, 708	5, 607. 00	288, 199, 800	1. 77
17	日本	株式	積水化学工業	化学	109, 100	2, 475. 33	270, 058, 503	2, 632. 50	287, 205, 750	1.77
18	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	182, 900	1, 482. 03	271, 063, 287	1, 569. 00	286, 970, 100	1. 77
19	日本	株式	ふくおかフィナンシャルグループ	銀行業	67, 700	4, 111. 46	278, 345, 842	4, 153. 00	281, 158, 100	1.73
20	日本	株式	デンソー	輸送用機器	135, 000	2, 129. 50	287, 482, 500	2, 056. 00	277, 560, 000	1.71
21	日本	株式	浜松ホトニクス	電気機器	149, 900	1, 910. 35	286, 361, 465	1, 851. 50	277, 539, 850	1.71
22	日本	株式	栗田工業	機械	47, 100	5, 391. 56	253, 942, 476	5, 860. 00	276, 006, 000	1.70
23	日本	株式	小松製作所	機械	56, 700	4, 367. 69	247, 648, 023	4, 865. 00	275, 845, 500	1.70
24	日本	株式	三井不動産	不動産業	203, 000	1, 292. 63	262, 403, 890	1, 358. 50	275, 775, 500	1.70
25	日本	株式	信越化学工業	化学	61, 900	4, 977. 21	308, 089, 299	4, 395. 00	272, 050, 500	1. 67
26	日本	株式	ニデック	電気機器	92, 700	2, 749. 13	254, 844, 351	2, 913. 00	270, 035, 100	1.66
27	日本	株式	三井化学	化学	79, 200	3, 280. 36	259, 804, 512	3, 393. 00	268, 725, 600	1.65
28	日本	株式	花王	化学	39, 400	5, 904. 62	232, 642, 028	6, 810. 00	268, 314, 000	1.65
29	日本	株式	ヤマトホールディングス	陸運業	122, 200	1, 806. 62	220, 768, 964	2, 195. 00	268, 229, 000	1.65
30	日本	株式	東宝	情報・通信業	28, 100	6, 600. 00	185, 460, 000	9, 537. 00	267, 989, 700	1.65

口. 種類別及び業種別投資比率

種類	国内/国外	業種	投資比率(%)
株式	国内	建設業	1. 34
		食料品	2. 94
		化学	10. 07
		医薬品	1.60
		ゴム製品	1. 57
		ガラス・土石製品	3. 02
		非鉄金属	2. 81
		金属製品	1. 51
		機械	6. 51
		電気機器	25. 11
		輸送用機器	5. 95
		精密機器	4. 84
		その他製品	1. 61
		陸運業	3. 21
		情報・通信業	3. 26
		小売業	6. 24
		銀行業	5. 83
		保険業	1.88
		その他金融業	1.89
		不動産業	3. 32
		サービス業	4. 50
合計			99. 02

②【投資不動産物件】

i Trust日本株式 該当事項はありません。

(参考) ピクテ日本ナンバーワン・マザーファンド 該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

iTrust日本株式 該当事項はありません。

(参考) ピクテ日本ナンバーワン・マザーファンド 該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

①【純資産の推移】

iTrust日本株式

2025年7月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末日の純資産の推移は次のとおりです。

+	朝別	純資産総額	(百万円)	1万口当たり純資産額(円)		
<i>5</i>	初为门	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き	
第1期末	(2017年 7月20日)	282	282	13, 360	13, 360	
第2期末	(2018年 7月20日)	599	599	14, 350	14, 350	
第3期末	(2019年 7月22日)	757	757	13, 062	13, 062	
第4期末	(2020年 7月20日)	1, 181	1, 181	13, 794	13, 794	
第5期末	(2021年 7月20日)	2, 087	2, 087	17, 480	17, 480	
第6期末	(2022年 7月20日)	3, 117	3, 117	17, 896	17, 896	
第7期末	(2023年 7月20日)	4, 882	4, 882	20, 468	20, 468	
第8期末	(2024年 7月22日)	7, 319	7, 319	25, 124	25, 124	
第9期末	(2025年 7月22日)	8, 292	8, 292	24, 978	24, 978	
	2024年 7月末日	7, 292		24, 885		
	8月末日	7, 315		24, 457		
	9月末日	7, 382		24, 301		
	10月末日	7, 465		24, 493		
	11月末日	7, 512		24, 425		
	12月末日	7, 772		25, 092		
	2025年 1月末日	7, 827		25, 095		
	2月末日	7, 563		23, 931		
	3月末日	7, 598	_	23, 762		
	4月末日	7, 784	_	23, 796		
	5月末日	8, 154	_	24, 965		
	6月末日	8, 339	_	25, 295		
	7月末日	8, 608	-1 1 5 // #T co det 3	26, 007		

⁽注) 純資産総額は百万円未満切捨て。分配付きは、各期間末に行われた分配の額を加算しております。

②【分配の推移】

i Trust日本株式

期	期間	1万口当たりの分配金(円)
第1期	2016年 6月30日~2017年 7月20日	0円
第2期	2017年 7月21日~2018年 7月20日	0円
第3期	2018年 7月21日~2019年 7月22日	0円
第4期	2019年 7月23日~2020年 7月20日	0円
第5期	2020年 7月21日~2021年 7月20日	0円
第6期	2021年 7月21日~2022年 7月20日	0円
第7期	2022年 7月21日~2023年 7月20日	0円
第8期	2023年 7月21日~2024年 7月22日	0円
第9期	2024年 7月23日~2025年 7月22日	0円

③【収益率の推移】

i Trust日本株式

期	期間	収益率(%)
第1期	2016年 6月30日~2017年 7月20日	33. 60
第2期	2017年 7月21日~2018年 7月20日	7. 41

第3期	2018年 7月21日~2019年 7月22日	△8. 98
第4期	2019年 7月23日~2020年 7月20日	5. 60
第5期	2020年 7月21日~2021年 7月20日	26. 72
第6期	2021年 7月21日~2022年 7月20日	2. 38
第7期	2022年 7月21日~2023年 7月20日	14. 37
第8期	2023年 7月21日~2024年 7月22日	22. 75
第9期	2024年 7月23日~2025年 7月22日	△0.58

⁽注) 収益率の計算方法: (計算期間末の基準価額(分配付き) - 前計算期間末の基準価額(分配落ち)) ÷前計算期間末の基準価額(分配落ち)×100

(4) 【設定及び解約の実績】

iTrust日本株式

期	設定口数 (口)	解約口数(口)
第1期	252, 615, 745	41, 377, 560
第2期	594, 485, 459	387, 931, 799
第3期	373, 638, 386	211, 651, 780
第4期	545, 732, 078	268, 772, 476
第5期	602, 270, 555	264, 947, 510
第6期	828, 743, 069	280, 508, 701
第7期	1, 005, 930, 026	362, 617, 076
第8期	1, 028, 295, 221	500, 540, 198
第9期	923, 016, 899	516, 377, 846

⁽注) 設定口数には、当初募集口数を含みます。

<参考情報:運用実績> (2025年7月31日現在)

基準価額・純資産の推移

分配の推移



決	:算期	分配金		
第5期	第5期 21年7月			
第6期	22年7月	0円		
第7期	23年7月	0円		
第8期	24年7月	0 円		
第9期	25年7月	0 円		
設定来	累計	0 円		

円 30,000	基準値	面額(左軸)							億円 ————————————————————————————————————
25,000								A	200
							,w/\/~		γ.
20,000				-	Market Jan	m	المعاسم المعاسم		150
15,000	and my many	hamy	and and and	"Ammy				, and the	100
10,000	- Auto-			•			純道	資産総額(十 50 右軸)
6月	 6年 17年 30日 設定日)	18年	19年	20年	21 年	22 年	23年	24年	25年 7月31日

※基準価額は、1万口当たり、運用管理費用(信託報酬)控除後です。

主要な資産の状況

ファンドの主要投資対象であるピクテ日本ナンバーワン・マザーファンドの状況です。

組入上位10銘柄

WII >	ML/(Z_ O EUTF)				
	銘柄名	業種名	構成比		
1	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	4.1%		
2	日立製作所	電気機器	2.8%		
3	住友電気工業	非鉄金属	2.8%		
4	トヨタ自動車	輸送用機器	2.5%		
5	イビデン	電気機器	2.3%		
6	ソニーグループ	電気機器	2.2%		
7	富士通	電気機器	2.2%		
8	横河電機	電気機器	2.0%		
9	東京応化工業	化学	2.0%		
10	パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	小売業	2.0%		

組入上位5業種

	業種名	構成比
1	電気機器	25.1%
2	化学	10.1%
3	機械	6.5%
4	小売業	6.2%
5	輸送用機器	6.0%
	その他の業種	45.1%

年間収益率の推移



※2016年は当初設定時(2016年6月30日) 以降、2025年は7月31日までの騰落率 を表示しています。ファンドにはベンチマークはありません。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。 最新の運用実績は委託会社のホームページ等で確認することができます。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

<申込手続き>

- ・ファンドの受益権の取得申込みは、原則として申込期間における毎営業日受付けます。
- ・原則として、取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。 これら受付時間を過ぎてからの取得申込みは翌営業日の取扱いとします。
- ・取得申込みに際しては、販売会社所定の方法で申込みください。
- ・収益分配金の受取方法により、取得申込みには次の2コース(販売会社によっては異なる名称が使用される場合が

一般コース

: 収益分配金を受取るコース

自動けいぞく投資コース : 収益分配金が税引後無手数料で再投資されるコース

- ・取得申込みを行う投資者は、取得申込みをする際に「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、いずれかの コースを選択するものとします。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合がありま す。なお、申込済みのコースの変更を行うことは原則としてできません。
- 「自動けいぞく投資コース」を選択する場合は、販売会社との間で「自動けいぞく投資契約**」を締結していただきます。
- ・販売会社によっては「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を定期的に受取るための「定期引出契約*」 を締結することができる場合があります。

※当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

- ・取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。
- ・金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるとき は、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付けを取消すことがありま す。

<申込単位>

- ・販売会社が定める1円または1口(当初元本1口=1円)の整数倍の単位とします。 ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。 詳しくは、販売会社にてご確認ください。
- ・自動購入サービス契約**を利用してのご購入の場合は、当該契約に定める単位にて申込みいただく場合があります。 ※当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。また、「自動購入サービス」等の取扱いの有無については、販売会社にご確認ください。

<発行価格>

・取得申込受付日の基準価額とします。

<申込手数料>

・ありません。

<払込期日、払込取扱場所>

・申込代金は、取得申込みを行った販売会社の定める日までに当該販売会社へお支払いください。

2 【換金(解約)手続等】

<換金手続き(解約請求)>

- ・受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に販売会社が定める1口の整数倍の単位をもって解約の実行を 請求することができます。なお、販売会社へのお申込みにあたっては1円の整数倍の単位でお申込みできる場合が あります。詳しくは、販売会社にてご確認ください。
- ・原則として、解約請求に係る販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。 これら受付時間を過ぎてからの請求は翌営業日の取扱いとします。
- ・解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るファンドの信託 契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行う ものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。 解約請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。
- ・金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるとき は、解約請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた解約請求の受付けを取消すことがあります。解約請求 の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受 益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価 額の計算日に解約請求を受付けたものとして後記の解約価額に準じて計算された価額とします。

<解約価額>

- ・解約請求受付日の基準価額とします。
- ・基準価額については、委託会社(ピクテ・ジャパン株式会社 電話番号03-3212-1805(受付時間:委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで)ホームページおよび携帯サイトhttps://www.pictet.co.jp)または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます(略称「i日本株式」)。

<解約手数料>

・ありません。

<信託財産留保額>

- ありません。
- <解約代金のお支払い>
- ・解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して4営業日目から販売会社の本・支店等で支払われます。 <大口解約の制限>
 - ・信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

① 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価*して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。なお、便宜上、基準価額は1万口当たりに換算した価額で表示しています。

※ファンドの主要投資対象であるマザーファンド受益証券については、計算日における基準価額で評価します。 マザーファンドの主要投資対象である株式については、金融商品取引所における最終相場(最終相場のないも のについてはそれに準ずる価額)または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価します。

② 基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。

③ 基準価額の照会方法

基準価額は、委託会社(ピクテ・ジャパン株式会社 電話番号03-3212-1805(受付時間:委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで) ホームページおよび携帯サイトhttps://www.pictet.co.jp)または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます(略称「i日本株式」)。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託期間は、2016年6月30日(当初設定日)から無期限です。

ただし、後記の「(5)その他 ①ファンドの償還」に記載の条件に該当する場合には、信託を終了させる場合があります。

(4)【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎年7月21日から翌年7月20日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から2017年7月20日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の 翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は信託期間の 終了日とします。

(5)【その他】

- ① ファンドの償還
 - a 委託会社は、信託期間終了前に、ファンドの信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合またはファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときもしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
 - b 委託会社は、aの事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにファンドの信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、ファンドの信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
 - c bの書面決議において、受益者(委託会社およびファンドの信託財産にファンドの受益権が属するときの当該 受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下cにおいて同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を 有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている 受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - d bの書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる5数をもって行います。
 - e bからdまでの規定は、委託会社がファンドの信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、ファンドの信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、bからdまでに規定するファンドの信託契約の解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。
 - f 委託会社は、監督官庁よりファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、ファンド の信託契約を解約し信託を終了させます。

- g 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がファンドの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、ファンドは、後記「② 投資信託約款の変更等」に記載の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- h 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記「② 投資信託約款の変更等」に記載の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、前記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ② 投資信託約款の変更等
 - a 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、ファンドの投資信託約款を変更することまたはファンドと他のファンドとの併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、ファンドの投資信託約款は本規定に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
 - b 委託会社は、aの事項(aの変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、aの併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、ファンドの投資信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
 - c bの書面決議において、受益者(委託会社およびファンドの信託財産にファンドの受益権が属するときの当該 受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下 c において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を 有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている 受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - d bの書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
 - e 書面決議の効力は、ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
 - f bからeまでの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、ファンドの投資信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
 - g aからfまでの規定にかかわらず、ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
- ③ 反対者の買取請求の不適用

ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受付けません。

④ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

- ⑤ 運用状況に係る情報の提供
 - a 委託会社は、毎決算時および償還時に、運用経過、信託財産の内容、有価証券売買状況、費用明細などのうち 重要な事項に係る情報(投資信託及び投資法人に関する法律第14条第2項に定める情報をいいます。)をファンド に係る知れている受益者に提供します。
 - b 委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める情報を、委託会社のホームページ (https://www.pictet.co.jp)に掲載します。ただし、受益者から書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。
- ⑥ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、ファンドの信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、ファンドの信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑦ 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された募集・販売等に関する契約の有効期間は、期間満了3ヵ月前までに両者いずれからも何ら意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

委託会社と投資顧問会社との間で締結された投資助言・情報提供に係る契約は、発効日から有効に存続し、両者のいずれかが契約終了日の1ヵ月以上前までに書面により契約終了の通知を行った場合終了します。

4 【受益者の権利等】

ファンドの受益権は、その取得口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

(1)収益分配金の請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。「自動けいぞく投資コース」を申込みの場合は、収益分配金は税引後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2)償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日目までの日)から受益者に支払われます。

償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を 受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3)受益権の一部解約の実行請求権

受益者は、受益権の一部解約の実行を、委託会社に請求する権利を有します。

一部解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して4営業日目から支払われます。

第3【ファンドの経理状況】

(1) ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9期計算期間(2024年7月23日から2025年7月22日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

監 杳 人 \mathcal{O} 杳 報

2025年9月26日

ピクテ・ジャパン株式会社 御 取 締 役 会 中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅 業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているiTrust日本株式の 2024 年 7 月 23 日から 2025 年 7 月 22 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照

表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。 当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、iTrust日本株式の 2025 年 7 月 22 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点に おいて適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における 当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ピクテ・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む)に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。 当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内

室に対して意見を表明するものではない。 財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。 当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することはある。

ることが求められている

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

州務商衣に対する経路有の具任 経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示 することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が 必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。 財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要があ

る場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を表現している。

響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。 監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家とし ての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。...

- 査証拠を入手する。
 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

ピクテ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載す べき利害関係はない。

> 以 E

1【財務諸表】

iTrust日本株式

(1)【貸借対照表】

(単位:円) 第9期 第8期 [2024年 7月22日現在] [2025年 7月22日現在] 資産の部 流動資産 コール・ローン 36, 054, 106 82, 683, 071 親投資信託受益証券 7, 320, 358, 058 8, 250, 932, 801 未収利息 9 792 流動資産合計 7, 356, 412, 173 8, 333, 616, 664 資産合計 7, 356, 412, 173 8, 333, 616, 664 負債の部 流動負債 未払解約金 5, 559, 273 4, 995, 090 未払受託者報酬 1, 283, 159 1, 117, 312 未払委託者報酬 29, 794, 933 34, 217, 471 500, 368 その他未払費用 548, 383 流動負債合計 37, 019, 901 40, 996, 088 負債合計 37, 019, 901 40, 996, 088 純資産の部 元本等 元本 2, 913, 363, 439 3, 320, 002, 492 剰余金 期末剰余金又は期末欠損金(△) 4, 406, 028, 833 4, 972, 618, 084 (分配準備積立金) 1, 799, 891, 340 1,623,734,141 元本等合計 8, 292, 620, 576 7, 319, 392, 272 純資産合計 7, 319, 392, 272 8, 292, 620, 576 負債純資産合計 7, 356, 412, 173 8, 333, 616, 664

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位:円) 第8期 第9期 自 2023年 7月21日 自 2024年 7月23日 2025年 7月22日 2024年 7月22日 至 営業収益 906 受取利息 93,078 有価証券売買等損益 1, 309, 095, 910 76, 084, 743 営業収益合計 1, 309, 096, 816 76, 177, 821 営業費用 支払利息 16,776 受託者報酬 2,010,456 2, 511, 715 委託者報酬 54, 458, 539 66, 978, 841 その他費用 1, 109, 601 979, 440 営業費用合計 57, 595, 372 70, 469, 996 営業利益又は営業損失(△) 1, 251, 501, 444 5, 707, 825 経常利益又は経常損失 (△) 1, 251, 501, 444 5, 707, 825 当期純利益又は当期純損失 (△) 1, 251, 501, 444 5, 707, 825 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約 104, 202, 738 $\triangle 31,559,684$ に伴う当期純損失金額の分配額 (△) 期首剰余金又は期首欠損金(△) 2, 497, 330, 292 4, 406, 028, 833 剰余金増加額又は欠損金減少額 1, 297, 621, 549 1, 301, 930, 638 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 1, 297, 621, 549 1, 301, 930, 638 剰余金減少額又は欠損金増加額 536, 221, 714 772, 608, 896 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 772, 608, 896 536, 221, 714 分配金 期末剰余金又は期末欠損金(△) 4, 406, 028, 833 4, 972, 618, 084

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	_,-,-,
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券
	移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎と	計算期間期首及び期末の取扱い
なる事項	信託約款第40条により、2024年 7月20日及びその翌日が休日のため、当計算期間期
	首を2024年 7月23日とし、2025年 7月20日及びその翌日が休日のため、当計算期間
	期末を2025年 7月22日としております。このため当計算期間は365日となっており
	ます。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第8期	第9期
2024年 7月22日現在	2025年 7月22日現在
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積	同左
りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼ	
すリスクは識別していないため、注記を省略しております。	

(貸借対照表に関する注記)

		第8期	第9期	
		2024年 7月22日現在 2025年 7月22日現在		
1.	元本の推移			
	期首元本額	2, 385, 608, 416円	2, 913, 363, 439円	
	期中追加設定元本額	1, 028, 295, 221円	923, 016, 899円	
	期中一部解約元本額	500, 540, 198円	516, 377, 846円	
2.	受益権の総数	2, 913, 363, 439 □	3, 320, 002, 492 □	

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

(損益及び剰余金計昇者に関する住託)			
第8期		第9期	
自 2023年 7月21日		自 2024年 7月23日	
至 2024年 7月22日		至 2025年 7月22日	
分配金の計算過程		分配金の計算過程	
費用控除後の配当等収益額 A	120, 349, 637円	費用控除後の配当等収益額 A	97, 847, 557円
費用控除後・繰越欠損金補填後B	1,026,949,069円	費用控除後・繰越欠損金補填後B	0円
の有価証券売買等損益額		の有価証券売買等損益額	
収益調整金額 C	2,606,137,493円	収益調整金額 C	3, 348, 883, 943円
分配準備積立金額 D	652, 592, 634円	分配準備積立金額 D	1,525,886,584円
当ファンドの分配対象収益額 E=A+B+C+D	4, 406, 028, 833円	当ファンドの分配対象収益額 E=A+B+C+D	4, 972, 618, 084円
当ファンドの期末残存口数 F	2, 913, 363, 439 □	当ファンドの期末残存口数 F	3, 320, 002, 492 □
10,000口当たり収益分配対象額 G=E/F×10,000	15, 123. 48円	10,000口当たり収益分配対象額 G=E/F×10,000	14, 977. 73円
10,000口当たり分配金額 H	0円	10,000口当たり分配金額 H	0円
収益分配金金額 I=F×H/10,000	0円	収益分配金金額 I=F×H/10,000	0円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

	第8期	第9期
	自 2023年 7月21日	自 2024年 7月23日
	至 2024年 7月22日	至 2025年 7月22日
1. 金融商品に対する取組方針	ファンドは証券投資信託として、有価証	同左
	券等の金融商品への投資を運用の基本方	
	針を含めた信託約款の規定に基づき行っ	
	ております。	
2. 金融商品の内容及びそのリスク	ファンドが保有する主な金融商品は、有	同左
	価証券、コール・ローン等の金銭債権及	
	び金銭債務です。保有する有価証券の詳	
	細は「(重要な会計方針に係る事項に関	
	する注記)」の「有価証券の評価基準及	
	び評価方法」に記載しております。	
	これら金融商品には、市場リスク(価格	
	変動リスク)、信用リスク、流動性リス	
	ク等があります。デリバティブ取引等を	
	行った場合は信託約款に記載した目的で	
	取引を行っております。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用リスクの管理に係る牽制機能を確保	同左
	するため、運用リスク管理部門は、運用	
	リスク等に関する状況について、運用リ	
	スク管理委員会において定期的に報告を	

行います。同委員会にはその他の部門からの報告も行われ、運用部門の責任者も交え対応が協議されます。
・市場リスク
構成銘柄の状況やトラッキングエラー、その他必要に応じて各リスク指標などがチェックされます。
・信用リスク
平均格付けや格付構成などがチェックされます。
・流動性リスク
構成銘柄の市場での値付状況等がチェックされます。

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

II 並随何中の時間寺に関する事項			
	第8期		第9期
	自 2023年 7月21日		自 2024年 7月23日
	至 2024年 7月22日		至 2025年 7月22日
1.貸借対照表計上額、時価及びこれら	時価で計上しているため、その差額はあ	同左	
の差額	りません。		
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券	(1)	有価証券
	「(重要な会計方針に係る事項に関する	同左	
	注記)」の「有価証券の評価基準及び評		
	価方法」に記載しております。		
	(2) デリバティブ取引	(2)	デリバティブ取引
	該当事項はありません。	同左	
	(3) 有価証券及びデリバティブ取引以	(3)	有価証券及びデリバティブ取引以
	外の金融商品		外の金融商品
	短期間で決済され、時価は帳簿価額と近	同左	
	似しているため、当該帳簿価額を時価と		
	しております。		
3. 金融商品の時価等に関する事項につ	金融商品の時価の算定においては一定の	同左	
いての補足説明	前提条件等を採用しているため、異なる		
	前提条件等によった場合、当該価額が異		
	なることもあります。		
4. 金銭債権の決算日後の償還予定額	貸借対照表に計上している金銭債権は、	同左	
	その全額が1年以内に償還されます。		

(有価証券に関する注記) 売買目的有価証券 第8期 (2024年 7月22日現在)

(単位:円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	1, 281, 384, 933
合計	1, 281, 384, 933

第9期(2025年7月22日現在)

(単位:円)

	(十二十五)
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	85, 366, 565
合計	85, 366, 565

(デリバティブ取引等に関する注記) 該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記) 該当事項はありません。

(一口当たり情報に関する注記)

	第8期 (2024年 7月22日現在)	第9期 (2025年 7月22日現在)
 1口当たり純資産額	2. 5124円	
(1万口当たり純資産額)	(25, 124円)	(24, 978円)

(重要な後発事象に関する注記) 該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額(口)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	ピクテ日本ナンバーワン・マザーファンド	1, 752, 906, 905	8, 250, 932, 801	
	合計	1, 752, 906, 905	8, 250, 932, 801	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

(参考)

ファンドは、「ピクテ日本ナンバーワン・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同受益証券です。

なお、同投資信託受益証券の状況は以下の通りです。以下に記載した情報は監査対象外であります。

ピクテ目本ナンバーワン・マザーファンド

貸借対照表

		(単位:円)_
	[2024年 7月22日現在]	[2025年 7月22日現在]
資産の部		
流動資産		
金銭信託	626, 621	579, 871
コール・ローン	365, 269, 504	45, 068, 946
株式	19, 271, 477, 220	15, 589, 758, 050
未収配当金	31, 917, 900	36, 043, 150
未収利息	100	432
流動資産合計	19, 669, 291, 345	15, 671, 450, 449
資産合計	19, 669, 291, 345	15, 671, 450, 449
負債の部		
流動負債		
未払解約金	10, 120, 000	5, 760, 000
流動負債合計	10, 120, 000	5, 760, 000
負債合計	10, 120, 000	5, 760, 000
純資産の部		
元本等		
元本	4, 190, 061, 754	3, 328, 203, 055
剰余金		
剰余金又は欠損金(△)	15, 469, 109, 591	12, 337, 487, 394
元本等合計	19, 659, 171, 345	15, 665, 690, 449
純資産合計	19, 659, 171, 345	15, 665, 690, 449
負債純資産合計	19, 669, 291, 345	15, 671, 450, 449

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	株式
	移動平均法に基づき、原則として、時価で評価しております。
	時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場(最終相場のないものに
	ついてはそれに準ずる価額)、または金融商品取引業者等から提示される気配相場
	に基づいて評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

2024年 7月22日現在	2025年 7月22日現在
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積	同左
りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼ	
すリスクは識別していないため、注記を省略しております。	

(貸借対照表に関する注記)

		2024年 7月22日現在	2025年 7月22日現在
1.	元本の推移		
	期首相当日現在元本額	4, 029, 523, 811円	4, 190, 061, 754円
	期中追加設定元本額	1, 448, 619, 078円	781, 425, 845円
	期中一部解約元本額	1, 288, 081, 135円	1, 643, 284, 544円
	期末元本額	4, 190, 061, 754円	3, 328, 203, 055円
	元本の内訳		
	ピクテ日本ナンバーワン・ファンド(毎月決算実績分	1, 925, 228, 028円	1, 575, 243, 780円
	配型)		
	iTrust日本株式	1, 560, 211, 867円	1, 752, 906, 905円
	ピクテ日本ナンバーワン・ファンド(適格機関投資家	704, 621, 859円	52, 370円
	専用)		
2.	受益権の総数	4, 190, 061, 754 □	3, 328, 203, 055 □

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

	自 2023年 7月21日	自 2024年 7月23日
	至 2024年 7月22日	至 2025年 7月22日
1. 金融商品に対する取組方針	ファンドは証券投資信託として、有価証	同左
	券等の金融商品への投資を運用の基本方	
	針を含めた信託約款の規定に基づき行っ	
	ております。	
2. 金融商品の内容及びそのリスク	ファンドが保有する主な金融商品は、有	同左
	価証券、コール・ローン等の金銭債権及	
	び金銭債務です。保有する有価証券の詳	
	細は「(重要な会計方針に係る事項に関	
	する注記)」の「有価証券の評価基準及	
	び評価方法」に記載しております。	
	これら金融商品には、市場リスク(価格	
	変動リスク)、信用リスク、流動性リス	
	ク等があります。デリバティブ取引等を	
	行った場合は信託約款に記載した目的で	
	取引を行っております。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用リスクの管理に係る牽制機能を確保	
	するため、運用リスク管理部門は、運用	
	リスク等に関する状況について、運用リ	
	スク管理委員会において定期的に報告を	
	行います。同委員会にはその他の部門か	
	らの報告も行われ、運用部門の責任者も	
	交え対応が協議されます。	
	・市場リスク	
	構成銘柄の状況やトラッキングエラー、	
	その他必要に応じて各リスク指標などが	
	チェックされます。	
	・信用リスク	
	平均格付けや格付構成などがチェックさ	
	れます。	
	・流動性リスク	

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

II 立版回印の時間4に関する事項		
	自 2023年 7月21日	自 2024年 7月23日
	至 2024年 7月22日	至 2025年 7月22日
1.貸借対照表計上額、時価及びこれら	時価で計上しているため、その差額はあ	同左
の差額	りません。	
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券	(1) 有価証券
	「(重要な会計方針に係る事項に関する	同左
	注記)」の「有価証券の評価基準及び評	
	価方法」に記載しております。	
	(2) デリバティブ取引	(2) デリバティブ取引
	該当事項はありません。	同左
	(3) 有価証券及びデリバティブ取引以	(3) 有価証券及びデリバティブ取引以
	外の金融商品	外の金融商品
	短期間で決済され、時価は帳簿価額と近	同左
	似しているため、当該帳簿価額を時価と	
	しております。	
3. 金融商品の時価等に関する事項につ	金融商品の時価の算定においては一定の	同左
いての補足説明	前提条件等を採用しているため、異なる	
	前提条件等によった場合、当該価額が異	
	なることもあります。	
4. 金銭債権の決算日後の償還予定額	貸借対照表に計上している金銭債権は、	同左
	その全額が1年以内に償還されます。	

(有価証券に関する注記) 売買目的有価証券

(2024年 7月22日現在)

(単位:円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	1, 483, 619, 062
合計	1, 483, 619, 062

(2025年 7月22日現在)

(単位:円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	72, 482, 794
슴計	72, 482, 794

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日まで の期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記) 該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記) 該当事項はありません。

(一口当たり情報に関する注記)

	(2024年 7月22日現在)	(2025年 7月22日現在)
1口当たり純資産額	4. 6919円	4. 7070円
(1万口当たり純資産額)	(46, 919円)	(47,070円)

(重要な後発事象に関する注記) 該当事項はありません。

附属明細表

第1 有価証券明細表

① 株式

① 株式			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
銘柄	株式数	単価(円)	金額(円)	備考
ショーボンドホールディングス	45, 500	4, 741. 00		
アサヒグループホールディングス	130, 200	1, 878. 50		
日清食品ホールディングス	82, 400	2, 835. 00		
信越化学工業	62, 300	4, 737. 00		
三井化学	79, 700	3, 354. 00		
東京応化工業	77, 000	3, 981. 00		
積水化学工業	109, 800	2, 503. 00		
花王	41, 500	6, 651. 00		
エフピコ	82, 100	2, 653. 00	217, 811, 300	
参天製薬	157, 100	1, 664. 00	261, 414, 400	
ブリヂストン	42,600	6, 017. 00	256, 324, 200	
AGC	55, 800	4, 241. 00	236, 647, 800	
TOTO	64, 000	3, 650. 00	233, 600, 000	
住友電気工業	124, 600	3, 361. 00	418, 780, 600	
リンナイ	65, 900	3, 616. 00	238, 294, 400	
SMC	5,000	50, 260. 00	251, 300, 000	
小松製作所	58, 000	5, 013. 00	290, 754, 000	
栗田工業	47, 400	5, 556. 00	263, 354, 400	
ホシザキ	47, 000	5, 100. 00	239, 700, 000	
イビデン	59, 400	6, 249. 00	371, 190, 600	
日立製作所	99, 000	4, 410. 00	436, 590, 000	
ニデック	93, 300	2, 721. 00	253, 869, 300	
富士通	109, 700	3, 173. 00	348, 078, 100	
アルバック	51, 800	5, 404. 00	279, 927, 200	
ソニーグループ	98, 500	3, 539. 00	348, 591, 500	
TDK	166, 200	1, 656. 00	275, 227, 200	
横河電機	81, 200	3, 780. 00	306, 936, 000	
アズビル	227, 600	1, 400. 00	318, 640, 000	
キーエンス	4, 200	54, 550. 00	229, 110, 000	
ファナック	59, 600	3, 818. 00	227, 552, 800	
浜松ホトニクス	150, 900	1, 807. 50		
村田製作所	118, 800	2, 144. 50	254, 766, 600	
デンソー	135, 900	1, 940. 00	263, 646, 000	
トヨタ自動車	136, 500	2, 496. 50	340, 772, 250	
本田技研工業	190, 200	1, 484. 50		
テルモ	98, 600	2, 358. 50		
島津製作所	73, 700	3, 237. 00		
HOYA	15, 200	17, 970. 00		
バンダイナムコホールディングス	53, 800	4, 540. 00		
東日本旅客鉄道	79, 000	3, 148. 00	248, 692, 000	
ヤマトホールディングス	123, 000	1, 888. 50	·	
NTT	1, 719, 000	150.00		
東宝	31, 500	9, 852. 00		
ZOZO	148, 100	1, 524. 50		
セブン&アイ・ホールディングス	112, 100	1, 942. 00		
パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	63, 700	4, 983. 00		
ファーストリテイリング	5, 700	44, 440. 00		
三菱UFJフィナンシャル・グループ	302, 300	2,000.00		
ふくおかフィナンシャルグループ	68, 200	4, 003. 00		
東京海上ホールディングス	50, 100	5, 895. 00		
*************************************	92, 300	3, 309. 00		
パーク24	138, 700	1, 858. 00		
三井不動産	204, 400	1, 311. 00		
オリエンタルランド	72, 700	3, 137. 00		
リクルートホールディングス	28, 600	8, 048. 00		
ダイセキ	70, 700	3, 450. 00		
合 計	6, 712, 100		15, 589, 758, 050	

② 株式以外の有価証券 該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2025年7月31日現在です。

【純資産額計算書】

iTrust日本株式

1.	II u s t l 本水之	
I	資産総額	8, 613, 627, 142円
П	負債総額	5, 530, 818円
Ш	純資産総額 (I − II)	8, 608, 096, 324円
IV	発行済口数	3, 309, 886, 024□
V	1万口当たり純資産額 (Ⅲ/Ⅳ)	26,007円

(参考) ピクテ日本ナンバーワン・マザーファンド

Ι	資産総額	16, 251, 076, 186円
Π	負債総額	8,830,000円
Ш	純資産総額 (I – II)	16, 242, 246, 186円
IV	発行済口数	3, 312, 629, 262 □
V	1万口当たり純資産額(Ⅲ/Ⅳ)	49,031円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- 名義書換について 該当事項はありません。
- 2 受益者等に対する特典 該当事項はありません。

3 受益権の譲渡

- (1)受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- (2)(1)の申請のある場合には、(1)の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、(1)の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- (3)(1)の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

4 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

5 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

6 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販

売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

7 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約代金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

2025年7月末日現在: 2億円

委託会社が発行する株式の総数:20,000株(普通株式:10,000株 A種優先株式:10,000株)

発行済株式総数:1,563株(普通株式:800株 A種優先株式:763株)

最近5年間における資本金の額の増減はありません。

(2)委託会社の機構

① 経営の意思決定機構

株主総会で選任された取締役および監査役で構成される取締役会が設置されています。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を含む企業運営方針を決定し、取締役の職務の執行を監督します。また、取締役会の定めた経営方針・経営計画に基づく業務執行の意思決定(取締役会の専権事項を除く。)を行う機関として、取締役会で選任された経営会議メンバーで構成される経営会議が設置されています。代表取締役は経営会議メンバーの業務を統括し、指揮監督します。

② 投資運用の意思決定機構

運用部門、プロダクト部門およびコンプライアンス部門の代表者を主要メンバーとして構成される投資政策委員会において、投資政策の審議・決定ならびにその運用の成果および投資政策との関連での妥当性を分析します。投資政策委員会において決定された信託財産の投資政策に基づき、運用部門が運用の指図を行います。運用の指図に関する権限を外部の投資顧問会社に委託することまたは外部の投資顧問会社からの助言を受けることがあります。

2 【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言・代理業、第一種金融商品取引業の一部、第二種金融商品取引業の一部および付随業務の一部を行っています。2025年7月末日現在、委託会社が運用する投資信託財産の合計純資産総額は次のとおりです(ただし、マザーファンドを除きます)。

種類	本数	純資産総額(円)
追加型株式投資信託	121	3, 004, 190, 365, 455
単位型株式投資信託	45	170, 741, 531, 938
合計	166	3, 174, 931, 897, 393

3 【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は、「財務諸表等規則」並びに同規則第282条及び第306条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づいて作成しております。

当社の財務諸表及び中間財務諸表に掲記される科目、その他の事項の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第40期事業年度(2024年1月1日から2024年12月31日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人の監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第41期事業年度の中間会計期間(2025年1月1日から2025年6月30日まで)の中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人の中間監査を受けております。

2025年3月14日

ピクテ・ジャパン株式会社 取 締 役 会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久 保 直 毅業務執行社員

監杏音見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に 掲げられているピクテ・ジャパン株式会社の 2024 年 1 月 1 日から 2024 年 12 月 31 日までの第 40 期事業年度の財務諸表、 すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。 当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピクテ・

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピクテ・ジャパン株式会社の2024年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における 当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査 法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると全理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。 監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を 立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監 査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び 関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

かとともに、関連する住記事項を占めた財務語表の表が、構成及び行谷、並びに財務語表が基礎となる取りで云記事家 を適正に表示しているかどうかを評価する。 監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を 含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の中間監査報告書

2025年9月10日

ピクテ・ジャパン株式会社 取 締 役 会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久 保 直 毅業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に 掲げられているピクテ・ジャパン株式会社の 2025 年 1 月 1 日から 2025 年 12 月 31 日までの第 41 期事業年度の中間会計期間(2025 年 1 月 1 日から 2025 年 6 月 30 日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ピクテ・ジャパン株式会社の2025年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(2025年1月1日から2025年6月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の 基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が 国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果た している。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応 する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見 表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省 略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手 続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注 記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しておいて一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しておいる。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

⁽注)上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

財務諸表

(1)【貸借対照表】

(肖	色付	7	. 圧	1)

			(単位:十円)
		第39期 (2023年12月31日現在)	第40期 (2024年12月31日現在)
資産の部			
流動資産			
現金・預金		4, 666, 659	3, 981, 558
前払費用		126, 533	113, 778
未収委託者報酬		4, 065, 704	4, 603, 057
未収収益		721, 021	449, 566
関係会社未収入金		5, 169	357, 088
その他		97, 957	208, 806
流動資産計	_	9, 683, 045	9, 713, 857
固定資産			
有形固定資産			
建物付属設備	※ 1	701, 375	637, 774
器具備品	※ 1	316, 387	287, 731
有形固定資産合計	_	1, 017, 763	925, 506
無形固定資産	_		
ソフトウェア		1, 120	1, 024
無形固定資産合計	_	1, 120	1, 024
投資その他の資産	_		
投資有価証券		5, 249	6, 112
長期差入保証金		457, 872	457, 872
前払年金費用		_	64, 485
繰延税金資産		841, 977	758, 163
投資その他の資産合計	_	1, 305, 099	1, 286, 633
固定資産計		2, 323, 982	2, 213, 164
資産合計	_	12, 007, 028	11, 927, 021

	第39期 (2023年12月31日現在)	第40期 (2024年12月31日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金	38, 498	41, 509
未払金		
未払手数料	2, 277, 264	2, 596, 736
その他未払金	1, 292, 786	870, 205
未払法人税等	127, 909	78, 368
賞与引当金	747, 382	761, 094
その他	292, 106	169, 568
流動負債合計	4, 775, 948	4, 517, 482
固定負債		
関係会社長期借入金	2, 400, 000	2, 400, 000
退職給付引当金	48, 522	-
資産除去債務	143, 134	143, 134

固定負債合計	2, 591, 656	2, 543, 134
負債合計	7, 367, 605	7, 060, 616
純資産の部		
株主資本		
資本金	200,000	200, 000
利益剰余金		
利益準備金	50, 000	50,000
その他利益剰余金	4, 387, 446	4, 613, 829
繰越利益剰余金	4, 387, 446	4, 613, 829
利益剰余金合計	4, 437, 446	4, 663, 829
株主資本合計	4, 637, 446	4, 863, 829
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1, 976	2, 575
評価・換算差額等合計	1,976	2, 575
純資産合計	4, 639, 422	4, 866, 405
負債・純資産合計	12, 007, 028	11, 927, 021

(2)【損益計算書】

		(自 至	第39期 2023年1月1日 2023年12月31日)	(自 至	第40期 2024年1月1日 2024年12月31日)
営業収益					
委託者報酬			25, 077, 821		25, 459, 296
その他営業収益			2, 015, 541		1, 646, 887
営業収益計	•		27, 093, 363		27, 106, 183
営業費用	•				
支払手数料			15, 941, 070		15, 935, 791
広告宣伝費			395, 671		345, 894
調査費					
調査費			240, 633		263, 552
委託調査費			3, 231, 924		3, 645, 972
委託計算費			490, 503		500, 972
営業雑経費					
通信費			110, 376		121, 435
印刷費			134, 442		116, 889
諸会費			20, 028		18, 382
図書費			2, 377		2, 249
諸経費			4, 406		3, 784
営業費用計	•		20, 571, 434		20, 954, 925
一般管理費					
給料					
役員報酬			89, 647		89, 742
給料・手当			2, 379, 240		2, 405, 723
賞与	※ 1		458, 860		433, 673
賞与引当金繰入			584, 824		619, 851
旅費交通費			107, 033		107, 267
租税公課			100, 655		87, 827

不動産賃借料		559, 420	560, 566
退職給付費用		99, 708	78, 885
固定資産減価償却費		144, 916	151, 690
消耗器具備品費		24, 548	37, 668
人材採用費		48, 429	47, 872
修繕維持費		46, 348	52, 754
諸経費		261, 071	297, 958
一般管理費計		4, 904, 705	4, 971, 481
営業利益		1, 617, 223	1, 179, 775
営業外収益			
受取利息		21	4
投資有価証券売却益		50	23
受取配当金		245	335
為替差益		23, 992	-
その他		859	1, 737
営業外収益計		25, 169	2, 100
営業外費用			
支払利息	※ 2	48, 411	57, 706
為替差損		-	63, 739
その他		201	2, 827
営業外費用計		48, 613	124, 272
経常利益		1, 593, 779	1, 057, 603
税引前当期純利益		1, 593, 779	1, 057, 603
法人税、住民税及び事業税		393, 274	247, 510
法人税等調整額		89, 237	83, 550
法人税等合計額		482, 512	331, 060
当期純利益		1, 111, 266	726, 542

(3)【株主資本等変動計算書】

第39期(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

		株主資本				評価・換算差額等		
		利益剰余金						
	資本金	利益	その他利益 剰余金	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価	評価・換算 差額等合計	純資産 合計
		準備金	繰越利益 剰余金	合計	Ц ні	差額金	200,100	
当期首残高	200,000	50,000	4, 276, 499	4, 326, 499	4, 526, 499	1, 341	1, 341	4, 527, 840
当期変動額								
剰余金の配当	_		△1, 000, 320	△1, 000, 320	△1,000,320	-	_	△1,000,320
当期純利益	_	ı	1, 111, 266	1, 111, 266	1, 111, 266	ı	_	1, 111, 266
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			_	_	_	635	635	635
当期変動額合計	_	=	110, 946	110, 946	110, 946	635	635	111, 581
当期末残高	200, 000	50,000	4, 387, 446	4, 437, 446	4, 637, 446	1, 976	1, 976	4, 639, 422

	株主資本				評価・換算差額等			
		利益剰余金						
資本金	資本金 利益 準備金	利益	その他利益 剰余金	利益	株主資本 合計	その他 有価証券 評価	評価・換算 差額等合計	純資産 合計
		繰越利益 剰余金	剰余金 合計	1 41	差額金	7.00		
当期首残高	200,000	50,000	4, 387, 446	4, 437, 446	4, 637, 446	1, 976	1, 976	4, 639, 422
当期変動額								
剰余金の配当	-	_	△500, 160	△500, 160	△500, 160	-	-	△500, 160
当期純利益	-	_	726, 542	726, 542	726, 542	-	-	726, 542
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	-	-	_	-	599	599	599
当期変動額合計	_	_	226, 382	226, 382	226, 382	599	599	226, 981
当期末残高	200, 000	50,000	4, 613, 829	4, 663, 829	4, 863, 829	2, 575	2, 575	4, 866, 405

重要な会計方針

重要な会計方針	
区分	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 決算日の基準価額に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、 売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。
2. 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産(リース資産を除く) 定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物附属設備10~18年 器具備品2~20年 (2)無形固定資産(リース資産を除く) 定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年) に基づく定額法により償却しております。
3. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額 は損益として処理しております。
4. 引当金の計上基準	(1)賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに充てるため、支出見込額の当期負担分を計上 しております。 (2)退職給付引当金 従業員の退職金に充てるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見 込額に基づき計上しております。退職給付見込額を当期までの期間に帰属させ る方法については、給付算定式基準によっております。過去勤務費用及び数理 計算上の差異は、その発生年度に一括損益処理しています。
5. 収益及び費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬等により収益を稼得しております。これらには実績報酬が含まれる場合があります。 (1)委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって月次、年4回、年2回もしくは年1回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務を充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 (2)運用受託報酬 運用受託報酬は、投資一任契約に基づき計算期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を一任口座によって年2回もしくは年1回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務を充足されるという前提に基づき、一任口座の運用期間にわたり収益として認識しております。 (3)実績報酬

実績報酬は、対象となる一任口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は実績報酬を受領する権利が確定的となった時点で収益として認識しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

当事業年度の財務諸表等の作成にあたって行った会計上の見積りが当事業年度の翌事業年度の財務諸表等に重要な 影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。

(未適用の会計基準等に関する注記)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会) 等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産および負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費およびリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年1月1日に開始する事業年度の期首から適用する予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

	第39期 (2023年12月31日現在)			第40期 (2024年12月31日現在)	
※ 1	有形固定資産の減価償却累計額		※ 1	有形固定資産の減価償却累計額	
	建物付属設備	173,122千円	廷	建 物付属設備	239, 394千円
	器具備品	241,701千円	岩		311,890千円

(損益計算書関係)

第39期 自 2023年1月1日 至 2023年12月31日	第40期 自 2024年1月1日 至 2024年12月31日
※1 従業員及び役員の賞与であります。	※1 従業員及び役員の賞与であります。
※2 関係会社との取引に係るものが次のとおり おります。	り含まれて ※2 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。
支払利息 48,4	,411千円 支払利息 57,706千円

(株主資本等変動計算書関係)

第39期(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第39期事業年度期首 株式数 (株)	第39期 増加株式数 (株)	第39期 減少株式数 (株)	第39期事業年度末 株式数 (株)	
発行済株式					
普通株式	800	_	_	800	
A種優先株式	763	-	_	763	
合計	1, 563	_	-	1, 563	

2. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	(千円)	配当の原資	1株当たり配当金(円)	基準日	効力発生日
2023年6月21日	普通株式		512, 000	利益剰余金	640, 000		2023年6月22日
	A種優先株式		488, 320		640, 000		

(2)基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの該当事項はありません。

第40期(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第40期事業年度期首 株式数 (株)	第40期 増加株式数 (株)	第40期 減少株式数 (株)	第40期事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	800	-	-	800
A種優先株式	763	_	-	763
合計	1, 563	-	_	1, 563

2. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	(千円)	配当の原資	1株当たり配当金(円)	基準日	効力発生日
2024年6月18日	普通株式		256, 000	利益剰余金	320, 000		2024年6月25日
	A種優先株式		244, 160		320, 000		

(2)基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの該当事項はありません。

(リース取引関係)

第39期(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日) (借主側)

1. ファイナンス・リース取引 該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内421,323千円1年超848,958千円合計1,270,281千円

第40期(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日) (借主側)

1. ファイナンス・リース取引 該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内421,323千円1年超427,634千円合計848,958千円

(金融商品関係)

第39期(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

- 1. 金融商品の状況に関する事項
- (1)金融商品に対する取組方針

余剰資金については銀行預金(当座預金、普通預金、定期預金又は信託預金等)で運用しております。

(2)金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

銀行預金は、本邦銀行に預け入れているものがあります。本邦銀行に預け入れているものは、その元本が預金保険制度の対象となっております。

営業債権である未収委託者報酬は、信託銀行により分別保管されている投資信託の信託財産から直接支弁されるので信用リスクは発生せず、また投資信託の決算日までに信託財産が減少し委託者報酬が支払えなくなるというマーケットリスクは非常に低いものと考えております。

営業債務である未払手数料は、回収不能となるリスクの非常に低い委託者報酬の入金後、これを原資に支払いを行うので、支払不能となる流動性リスクは非常に低いものと考えております。また、その他未払金については、その債務を履行するに十分な即時引出し可能な決済性預金を保有していることから、流動性不足はないものと考えております。

関係会社長期借入金は、返済日は最長で決算日後10年であります。固定金利の為、金利の変動リスクはございません。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

当社は本邦銀行における預金を預金保険制度の保険対象範囲に限定して信用リスクの軽減を図っており、その状況は代表取締役およびピクテグループファイナンスに報告されモニタリングされています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

(千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券	5, 249	5, 249	-
資産計	5, 249	5, 249	-
関係会社長期借入金	2, 400, 000	2, 380, 800	△ 19, 199
負債計	2, 400, 000	2, 380, 800	△ 19, 199

⁽注1)現金・預金、未収委託者報酬及び未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(千円)

	1年以内	1 年超 5 年以内	5年超
現金・預金	4, 666, 659	-	_
未収委託者報酬	4, 065, 704	-	-

(注3)関係会社長期借入金の返済予定額

(千円)

	1年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5年超
関係会社長期借入金	_	-	_	_	1, 200, 000	1, 200, 000

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価:レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属する レベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価をもって貸借対照表に計上している金融商品

区分	レベル 1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	-	5, 249	-	5, 249
資産計	-	5, 249	-	5, 249

(千円)

区分	レベル1	レベル2	レベル3	合計
関係会社長期借入金	-	2, 380, 800	-	2, 380, 800
負債計	-	2, 380, 800	-	2, 380, 800

(注1)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

当社が保有している投資信託受益証券は、基準価額で評価しており、市場での取引頻度が高いとは言えず、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

関係会社長期借入金

関係会社長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

第40期(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

- 1. 金融商品の状況に関する事項
- (1)金融商品に対する取組方針

余剰資金については銀行預金(当座預金、普通預金、定期預金又は信託預金等)で運用しております。

(2)金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

銀行預金は、本邦銀行に預け入れているものがあります。本邦銀行に預け入れているものは、その元本が預金保険制度の対象となっております。

営業債権である未収委託者報酬は、信託銀行により分別保管されている投資信託の信託財産から直接支弁されるので信用リスクは発生せず、また投資信託の決算日までに信託財産が減少し委託者報酬が支払えなくなるというマーケットリスクは非常に低いものと考えております。

営業債務である未払手数料は、回収不能となるリスクの非常に低い委託者報酬の入金後、これを原資に支払いを行うので、支払不能となる流動性リスクは非常に低いものと考えております。また、その他未払金については、その債務を履行するに十分な即時引出し可能な決済性預金を保有していることから、流動性不足はないものと考えております。

関係会社長期借入金は、返済日は最長で決算日後9年であります。固定金利の為、金利の変動リスクはございません。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

当社は本邦銀行における預金を預金保険制度の保険対象範囲に限定して信用リスクの軽減を図っており、その状況は代表取締役およびピクテグループファイナンスに報告されモニタリングされています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

(千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券	6, 112	6, 112	-
資産計	6, 112	6, 112	-
関係会社長期借入金	2, 400, 000	2, 389, 566	△ 10, 433
負債計	2, 400, 000	2, 389, 566	△ 10, 433

⁽注1)現金・預金、未収委託者報酬及び未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内	1 年超 5 年以内	5 年超
現金・預金	3, 981, 558	-	-
未収委託者報酬	4, 603, 057	-	-

(千円)

	1年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3年超 4年以内	4 年超 5 年以内	5年超
関係会社長期借入金	-	_	-	1, 200, 000	-	1, 200, 000

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:同一の資産又は負債の活発な市場における (無調整の) 相場価格により算定した時価

レベル2の時価:レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属する レベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価をもって貸借対照表に計上している金融商品

(千円)

区分	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	-	6, 112	-	6, 112
資産計	-	6, 112	-	6, 112

(2)時価をもって貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(千円)

区分	レベル 1	レベル2	レベル3	合計
関係会社長期借入金	-	2, 389, 566	-	2, 389, 566
負債計	-	2, 389, 566	-	2, 389, 566

(注1)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

当社が保有している投資信託受益証券は、基準価額で評価しており、市場での取引頻度が高いとは言えず、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

関係会社長期借入金

関係会社長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

第39期(2023年12月31日現在)

1. その他有価証券

(千円)

区分	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原	投資信託受益証券	2, 300	5, 152	2, 852
価を超えるもの	小計	2, 300	5, 152	2, 852
貸借対照表計上額が取得原	投資信託受益証券	100	96	△ 3
価を超えないもの	小計	100	96	△ 3
合計		2, 400	5, 249	2, 849

2. 当期中に売却されたその他有価証券(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託受益証券	250	50	-
合計	250	50	-

1. その他有価証券

(千円)

区分	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原	投資信託受益証券	2, 400	6, 112	3, 712
価を超えるもの	小計	2, 400	6, 112	3, 712
貸借対照表計上額が取得原	投資信託受益証券	l	-	-
価を超えないもの	小計	ı	ı	-
合計		2, 400	6, 112	3, 712

2. 当期中に売却されたその他有価証券(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(千円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託受益証券	123	23	-
合計	123	23	-

(デリバティブ取引関係)

第39期(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

当社は、デリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

第40期(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

当社は、デリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

(退職給付関係)

第39期(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。確定給付企業年金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

2. 退職給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(千円)
退職給付債務の期首残高	1, 442, 249
勤務費用	67, 706
利息費用	11, 179
数理計算上の差異の発生額	520
退職給付の支払額	△ 61,689
退職給付債務の期末残高	1, 459, 967

(2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	(千円)
年金資産の期首残高	1, 282, 013
期待運用収益	12, 820
数理計算上の差異の発生額	88, 035
事業主からの拠出額	90, 266
その他	△ 61,689
年金資産の期末残高	1, 411, 446

(3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

積立型制度の退職給付債務	1, 459, 967
年金資産	△ 1,411,446
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	48, 522

(4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	(千円)
勤務費用	67, 706
利息費用	11, 179
期待運用収益	△ 12,820
数理計算上の差異の費用処理額	△ 87,514
退職給付制度に係る退職給付費用	△ 21,448

(5)年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、以下のとおりであります。

証券投資信託受益証券100.00%合計100.00%

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する 多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項

当期末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.90%

長期期待運用収益率 1.00%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は121,157千円であります。

第40期(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。確定給付企業年金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

2. 退職給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(千円)
退職給付債務の期首残高	1, 459, 967
勤務費用	70, 597
利息費用	12, 663
数理計算上の差異の発生額	△ 15,530
退職給付の支払額	△ 190, 797
退職給付債務の期末残高	1, 336, 900

(2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	(111)
年金資産の期首残高	1, 411, 446
期待運用収益	14, 114
数理計算上の差異の発生額	86, 241
事業主からの拠出額	80, 381
その他	△ 190, 797
年金資産の期末残高	1, 401, 386

(3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(千円)

(壬四)

積立型制度の退職給付債務	1, 336, 900
年金資産	△ 1, 401, 386
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△ 64, 485

(4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用(千円)利息費用70,59712,663

⁽注)年金資産は全て企業年金制度に対して設定した退職給付信託であります。

期待運用収益	△ 14, 114
数理計算上の差異の費用処理額	\triangle 101, 772
退職給付制度に係る退職給付費用	△ 32,625

(5)年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、以下のとおりであります。

証券投資信託受益証券100.00%合計100.00%

(注)年金資産は全て企業年金制度に対して設定した退職給付信託であります。

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する 多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項

当期末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 1.40%

長期期待運用収益率 1.00%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は111,511千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

(千円)

区分	第39期 (2023年12月31日現在)	第40期 (2024年12月31日現在)	
繰延税金資産			
退職給付引当金損金算入限度超過額	375, 083	306, 671	
未払事業税否認	12, 706	9, 132	
未確定債務	27, 937	32, 651	
賞与引当金損金算入限度超過額	241, 667	233, 047	
ソフトウェア	58, 921	97, 564	
資産除去債務	20, 103	27, 797	
均し賃料否認	29, 011	19, 602	
その他	77, 418	32, 832	
繰延税金資産小計	842, 850	759, 299	
繰延税金負債			
その他有価証券評価差額	872	1, 136	
繰延税金負債小計	872	1, 136	
繰延税金資産合計(純額)	841, 977	758, 163	

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第39期 (2023年12月31日現在)		第40期 (2024年12月31日現在)		
法定実効税率	30. 62%	法定実効税率	30. 62%	
(調整)		(調整)		
交際費等永久に損金算入されない項目	1. 23%	交際費等永久に損金算入されない項目	1. 99%	
住民税均等割	0. 24%	住民税均等割	0.36%	
税額控除	△ 1.57%	税額控除	△ 2.12%	
その他	△ 0.24%	その他	0.46%	

(資産除去債務関係)

第39期(2023年12月31日現在)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

- 1. 当該資産除去債務の概要
- (1)東京本社事務所用ビルの不動産賃借契約に伴う原状回復費用であります。
- (2)大阪連絡事務所用ビルの不動産賃借契約に伴う原状回復費用であります。
- 2. 当該資産除去債務の金額と算定方法
- (1)東京本社事務所用ビル

使用見込期間を取得から5年と見積り、割引率は0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(2)大阪連絡事務所用ビル

使用見込期間を取得から10年と見積り、割引率は0.96%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当期における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高143,023千円有形固定資産の取得に伴う増加額-時の経過による調整額111千円資産除去債務の履行による減少額-期末残高143,134千円

第40期(2024年12月31日現在)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

- 1. 当該資産除去債務の概要
- (1)東京本社事務所用ビルの不動産賃借契約に伴う原状回復費用であります。
- (2)大阪連絡事務所用ビルの不動産賃借契約に伴う原状回復費用であります。
- 2. 当該資産除去債務の金額と算定方法
- (1)東京本社事務所用ビル

使用見込期間を取得から5年と見積り、割引率は0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(2)大阪連絡事務所用ビル

使用見込期間を取得から10年と見積り、割引率は0.96%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当期における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	143,134千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	_
時の経過による調整額	_
資産除去債務の履行による減少額	_
期末残高	143,134千円

(収益認識関係)

第39期(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(千円)

	運用報酬	実績報酬	合計
委託者報酬	25, 077, 821	-	25, 077, 821
運用受託報酬	381, 029	14, 802	395, 831
その他	1, 619, 709	_	1, 619, 709
合計	27, 078, 561	14, 802	27, 093, 363

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報 注記事項(重要な会計方針)の5.収益及び費用の計上基準に記載の通りであります。 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(千円)

	運用報酬	実績報酬	合計
委託者報酬	25, 459, 296	-	25, 459, 296
運用受託報酬	349, 648	-	349, 648
その他	1, 297, 238	-	1, 297, 238
合計	27, 106, 183	_	27, 106, 183

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報 注記事項(重要な会計方針)の5.収益及び費用の計上基準に記載の通りであります。

(セグメント情報等)

第39期(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言代理業の単一セグメントを報告セグメントとしております。 従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

	投資信託委託業	投資顧問業	その他	合計
外部顧客への営業収益	25,077,821千円	395,831千円	1,619,709千円	27, 093, 363千円

(2)地域ごとの情報

① 営業収益

本邦外部顧客への営業収益が営業収益総額の90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略 しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一顧客が存在しないため、記載を省略しております。

第40期(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言代理業の単一セグメントを報告セグメントとしております。 従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

	投資信託委託業	投資顧問業	その他	合計	
外部顧客への営業収益	25, 459, 296千円	349,648千円	1,297,238千円	27, 106, 183千円	

(2)地域ごとの情報

営業収益

本邦外部顧客への営業収益が営業収益総額の90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一顧客が存在しないため、記載を省略しております。

(関連当事者との取引関係)

第39期(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

- 1. 関連当事者との取引
- (1)財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金		議決権等 の被所有 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
如人払	ピクテアセット	スイス、	CHEAD DOD DOD	グループ	支拉100 %	次ムの担併	借入金 の借入(注1)	2, 400, 000	関係会社 長期借入金	2, 400, 000
祝云任	マネージメント ホールディング エスエー	ジュネーブ	CHF40, 000, 000	管理会社	担. 按100%	役員の兼任	利息の支払 (注2)	48, 411	未払金	13, 086

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

	4 / N 1 1 / 1 I I I I I X I X		101 02/100777							
種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権等 の被所有 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						投資運用の委 託契約 数変運用に関	の支払(注3)	2, 570, 652	未払金	414, 839
同一の 親会社 を持つ 会社		スイス、 ジュネーブ	CHF21, 000, 000	資産運用 会社	_	投資運用に関 するサービス の提供 管理に関する サービスの提 供 役員の兼任	配賦経費の	350, 844	未収収益	173, 013
同一の 親会社 を持つ 会社		英国、 ロンドン	GBP45, 000, 000	資産運用 会社	ı	投資運用の委 託契約 投資運用に関 するサービスの 提理に関する サービスの提 供	運用手数料 の支払(注3)	660, 212	未払金	207, 534
同一の 親会社 を持つ 会社	ピクテ	スイス、 ジュネーブ	CHF90, 000, 000	銀行	_	管理に関する サービスの提 供	配賦経費の 支払(注4)	525, 716	未払金	133, 319

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1)借入金については、関係会社間の契約に基づき、決定しております。
- (注2)支払利息については、関係会社間の契約に基づき、決定しております。
- (注3)運用手数料については、関係会社間の契約に基づき、決定しております。
- (注4)配賦経費については、関係会社間の契約に基づき、決定しております。
- 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記
- (1)親会社情報

ピクテ アンド シー グループ エスシーエー(非上場) ピクテ アセット マネージメント ホールディング エスエー(非上場)

(2)重要な関連会社の要約財務情報 重要な関連会社はありません。

第40期(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

- 1. 関連当事者との取引
- (1)財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金		議決権等 の被所有 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
如人払	ピクテアセット	スイス、	CHEAD DOD DOD	グループ	声 校100%	次入の担供	借入金 の借入(注1)	-	関係会社 長期借入金	2, 400, 000
税云任	マネージメント ホールディング エスエー	ジュネーブ	CHF40, 000, 000	管理会社	旦安100%	役員の兼任	利息の支払 (注 2)	57, 706	未払金	13, 086

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権等 の被所有 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						の支払(注3)	3, 054, 699	未払金	249, 030	
同一の 親会社 を持つ 会社	ピクテ アセット マネージメント エスエー	スイス、 ジュネーブ	CHF21, 000, 000	資産運用 会社	_	投資運用に関するサービスの提供管理に関するサービスの提供に関する。 世界では、 世界では、 世界では、 世界では、 世界では、 世界では、 世界では、 世界では、 は、 で、 で、 で、 は、 で、 は、 で、 は、 の、 を、 を、 は、 は、 の、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	預け金(注5)	356, 061	関係会社 未収入金	356, 061
同一の 親会社 を持つ 会社	バンク ピクテ アンド シーエスエー	スイス、 ジュネーブ	CHF90, 000, 000	銀行	_	管理に関する サービスの提 供	配賦経費の 支払(注4)	543, 895	未払金	131, 808

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1)借入金については、関係会社間の契約に基づき、決定しております。
- (注2)支払利息については、関係会社間の契約に基づき、決定しております。
- (注3)運用手数料については、関係会社間の契約に基づき、決定しております。
- (注4)配賦経費については、関係会社間の契約に基づき、決定しております。
- (注5)預け金については、関係会社間の契約に基づき、決定しております。
- 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記
- (1)親会社情報

ピクテ アンド シー グループ エスシーエー(非上場) ピクテ アセット マネージメント ホールディング エスエー(非上場)

(2)重要な関連会社の要約財務情報 重要な関連会社はありません。

(1株当たり情報)

第39期 自 2023年1月1日 至 2023年12月31日		自 至	第40期 2024年1月1日 2024年12月31日	
1株当たり純資産額(注1)	5,677,237円19銭	1株当たり純資産額(注	1) 5,960,	964円84銭
1株当たり当期純利益(注2)	710,983円28銭	1株当たり当期純利益(注 2) 464,	838円76銭
損益計算書上当期純利益	1,111,266千円	損益計算書上当期純利益	72	6,542千円
1株当たり当期純利益の算定に用いら れた普通株式にかかる当期純利益	1,111,266千円	1株当たり当期純利益の れた普通株式にかかる当		6,542千円
差額	_	差額		_
期中平均株式数	1,563株	期中平均株式数		1,563株
普通株式	800株	普通株式		800株
普通株式と同等の株式	763株	普通株式と同等の株式		763株
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純は、新株予約権付社債等潜在株式がないません。				

(注1)1株当たりの純資産額の計算方法

純資産額から優先株式にかかる資本金の額97,633千円を控除しております。

(注2)A種優先株式は、剰余金の配当請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり当期純利益の算定上、普通株式に含めて計算しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(1)中間貸借対照表

	第41期中間会計期間末 2025年 6 月30日
資産の部	
流動資産	
現金・預金	4, 277, 9
未収委託者報酬	4, 684, 7
未収収益	451, 8
前払費用	373, 3
その他	232, 9
流動資産合計	10, 020, 8
固定資産	
有形固定資産	
建物付属設備	※ 1 604, 5
器具備品	※ 1 251, 0
有形固定資産合計	855, 5
無形固定資産	9
投資その他の資産	
投資有価証券	6, 1
長期差入保証金	457, 8
前払年金費用	31, 2
繰延税金資産	575, 2
投資その他の資産合計	1, 070, 4
固定資産合計	1, 927, 0
資産合計	11, 947, 9
負債の部	
流動負債	
預り金	59, 5
未払金	3, 848, 2
未払法人税等	73, 5
賞与引当金	406, 0
その他	120, 8
流動負債合計	4, 508, 2
固定負債	
関係会社長期借入金	2, 400, 0
資産除去債務	143, 1
固定負債合計	2, 543, 1
負債合計	7, 051, 4
純資産の部	·
株主資本	
資本金	200, 0
利益剰余金	
利益準備金	50, 0
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	4, 643, 9

_	
利益剰余金合計	4, 693, 986
株主資本合計	4, 893, 986
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	2, 520
評価・換算差額等合計	2, 520
純資産合計	4, 896, 507
負債純資産合計	11, 947, 929

(2)中間損益計算書

(単位:千円)

		第41期中間会計期間 自 2025年1月1日 至 2025年6月30日
営業収益		
委託者報酬		12, 442, 014
その他営業収益		913, 965
営業収益計		13, 355, 980
営業費用及び一般管理費	※ 1	12, 549, 665
営業利益		806, 314
営業外収益		1, 241
営業外費用	※ 2	54, 556
経常利益		752, 998
税引前中間純利益		752, 998
法人税、住民税及び事業税		39, 758
法人税等調整額		182, 923
中間純利益		530, 317

(3)中間株主資本等変動計算書

第41期中間会計期間(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

			株主資		評価・換算差額等			
			利益剰余金	È		その他 有価証券 評価 差額金	評価・換算 差額等 合計	純資産 合計
	資本金	利益準備金	その他利益 剰余金	利益 剰余金 合計	株主資本 合計			
			繰越利益 剰余金					
当期首残高	200,000	50,000	4, 613, 829	4, 663, 829	4, 863, 829	2, 575	2, 575	4, 866, 405
当中間期変動額								
剰余金の配当	_	-	△ 500, 160	△ 500, 160	△ 500, 160	-	_	△ 500, 160
中間純利益	_	_	530, 317	530, 317	530, 317	-	_	530, 317
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)	-	_	_	-	_	△ 54	△ 54	△ 54
当中間期変動額合計	_	_	30, 157	30, 157	30, 157	△ 54	△ 54	30, 102
当中間期末残高	200, 000	50, 000	4, 643, 986	4, 693, 986	4, 893, 986	2, 520	2, 520	4, 896, 507

重要な会計方針

重要な会計万針	
区分	第41期中間会計期間 自 2025年1月1日 至 2025年6月30日
1. 資産の評価基準及び評価方法	有価証券 (1)その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 中間決算日の基準価額に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処 理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。
2. 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産(リース資産を除く) 定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物付属設備 10~18年 器具備品 2~20年 (2)無形固定資産(リース資産を除く) 定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年) に基づく定額法により償却しております。
3. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算 差額は損益として処理しております。
4. 引当金の計上基準	(1)賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに充てるため、支出見込額の当中間会計期間負担分を計上しております。 (2)退職給付引当金 従業員の退職金に充てるため、当中間会計期間末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。過去勤務費用及び数理計算上の差異は、その発生年度に一括損益処理しています。
5. 収益及び費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬等により収益を稼得しております。これらには実績報酬が含まれる場合があります。 (1)委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって月次、年4回、年2回もしくは年1回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務を充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 (2)運用受託報酬 運用受託報酬 運用受託報酬 運用受託報酬は、投資一任契約に基づき計算期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を一任口座によって年2回もしくは年1回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務を充足されるという前提に基づき、一任口座の運用期間にわたり収益として認識しております。 (3)実績報酬 実績報酬は、対象となる一任口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は実績報酬を受領する権利が確定的となった時点で収益として認識しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

	区分	第41期中間会計期間末 (2025年6月30日現在)			
※ 1	有形固定資産の減価償却累計額	建物付属設備	272, 589千円		
		器具備品	354, 415千円		

(中間損益計算書関係)

区分	第41期中間会計期間 自 2025年1月1日 至 2025年6月30日			
※1 減価償却実施額	有形固定資産	75,721千円		
	無形固定資産	48千円		
※2 営業外費用のうち主要なもの	支払利息	28,537千円		

(中間株主資本等変動計算書関係)

第41期中間会計期間(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第41期事業年度期首 株式数 (株)	第41期中間会計期間 増加株式数 (株)	第41期中間会計期間 減少株式数 (株)	第41期中間会計期間末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	800	-	-	800
A種優先株式	763	-	-	763
合計	1, 563	-	-	1, 563

2. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年5月28日	普通株式	256, 000	利益剰余金	320, 000	2025年3月31日	2025年6月2日
2020十9月20日	A 種優先株式	244, 160		320, 000		

(2)基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間会計期間末後となるもの該当事項はありません。

(リース取引関係)

(借主側)

第41期中間会計期間(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

- 1. ファイナンス・リース取引 該当事項はありません。
- 2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1 年内408,031千円1 年超230,264千円合計638,296千円

(金融商品関係)

第41期中間会計期間末(2025年6月30日現在)

1. 金融商品の時価等に関する事項

2025年6月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

(千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券	6, 133	6, 133	-
資産計	6, 133	6, 133	-
関係会社長期借入金	2, 400, 000	2, 379, 481	△20, 518
負債計	2, 400, 000	2, 379, 481	△20, 518

(注1)現金・預金、未収委託者報酬及び未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価:レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価をもって中間貸借対照表に計上している金融商品

(千円)

区分	時価				
△刀	レベル 1	レベル2	レベル3	合計	
投資有価証券	-	6, 133	1	6, 133	
資産計	l	6, 133	l	6, 133	

(2)時価をもって中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(千円)

ᅜᄼ	時価					
区分	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
関係会社長期借入金	1	2, 379, 481	-	2, 379, 481		
負債計	_	2, 379, 481	-	2, 379, 481		

(注1)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

当社が保有している投資信託受益証券は、基準価額で評価しており、市場での取引頻度が高いとは言えず、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

関係会社長期借入金

関係会社長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

第41期中間会計期間末(2025年6月30日現在)

その他有価証券で時価のあるもの

(千円)

	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が	投資信託受益証券	6, 133	2, 500	3, 633
取得原価を超えるもの	小計	6, 133	2, 500	3, 633
中間貸借対照表計上額が	投資信託受益証券	-	-	-
取得原価を超えないもの	小計		-	_
合計		6, 133	2, 500	3, 633

(デリバティブ取引関係)

第41期中間会計期間末(2025年6月30日現在)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

第41期中間会計期間末(2025年6月30日現在)

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度期首143,134千円有形固定資産の取得に伴う増加額-千円時の経過による調整額-千円資産除去債務の履行による減少額-千円当中間会計期間末残高143,134千円

(収益認識関係)

第41期中間会計期間(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(千円)

	運用報酬	実績報酬	合計
委託者報酬	12, 442, 014	-	12, 442, 014
運用受託報酬	140, 982	-	140, 982
その他	772, 983	-	772, 983
合計	13, 355, 980	-	13, 355, 980

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

第41期中間会計期間(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

当社は、投資運用業及び投資助言代理業の単一セグメントを報告セグメントとしております。

従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

2. 関連情報

第41期中間会計期間(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

(1)製品及びサービスごとの情報

(2) ACHING I CONTINUE				
	投資信託委託業	投資顧問業	その他	合計
外部顧客への営業収益	12,442,014千円	140,982千円	772,983千円	13, 355, 980千円

(2)地域ごとの情報

① 営業収益

本邦外部顧客への営業収益が営業収益総額の90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略 しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一顧客が存在しないため、記載を省略しております。

_(1株当たり情報)	
第41期中間会	
自 2025年1 至 2025年6	
1株当たり純資産額	5, 998, 593円22銭
1株当たり中間純利益	339, 294円75銭
中間損益計算書上の中間純利益	530, 317千円
1株当たり中間純利益の算定 に用いられた普通株式にかかる中間純利益	530, 317千円
差額	_
期中平均株式数	1,563株
普通株式	800株
A種優先株式	763株
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、 せん。	新株予約権付社債等潜在株式がないため記載しておりま

(注1)1株当たりの純資産額の計算方法

純資産額から優先株式にかかる資本金の額97,633千円を控除しております。

(注2) A種優先株式は、剰余金の配当請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり中間純利益 の算定上、普通株式に含めて計算しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1)自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。
- (2)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。
- (3)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)および(5)において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4)委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5)(3)および(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

- (1)定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項 提出日前1年以内において、該当する事実はありません。
- (2)訴訟事件その他の重要事項 訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

<添付>

投資信託約款

iTrust日本株式

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行うことを基本とします。

2. 運用方法

(1)投資対象

ピクテ日本ナンバーワン・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。) 受益証券を主要投資対象とします。 なお、直接株式に投資を行う場合があります。

(2)投資態度

- ① マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行うことを 基本とします。
- ② マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてわが国のナンバーワン企業*の株式に投資します。 ※ナンバーワン企業とは、優れたブランドカ、技術力、商品・サービス開発力およびマーケティング力を有し、業界トップシェアを誇る企業、または今後それが期待される企業を指します。
- ③ マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。
- ④ 非株式割合(他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。)は、原則として信託財産総額の50%未満とします。
- ⑤ デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に定めるものをいいます。)および外国為替予約取引による運用は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的、あるいは信託財産に属する資産または負債に係る価格変動等により生じるリスク(為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による利益または損失の増加または減少の生じるおそれをいいます。)を減じる目的で行うものとします。
- ⑥ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3)投資制限

- ① 株式への実質投資割合には制限を設けません。ただし、未上場株式および未登録株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ③ 投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ④ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑥ 同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条/3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含めます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑦ 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。
- ⑧ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、基準価額の水準および市況動向等を勘案して委託者が決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託 iTrust日本株式 約款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

- 第1条 この信託は証券投資信託であり、ピクテ・ジャパン株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。
- ② この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。
- ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第17条第1項、同条第2項および第32条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金1,016万3,000円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

- 第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金3,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第49条第1項、第50条第1項、第51条第1項および第53条第2項の規定による信託終了または信託契約解約の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

- 第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1,016万3,000口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

- 第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。
- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団 法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控 除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産 (外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算 については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

- 第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。
- ② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をする ため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった 場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については 追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

- 第12条 販売会社(委託者の指定する第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。)および委託者の指定する登録金融機関(金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)をいいます。以下同じ。)は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、販売会社が定める1円または1口の整数倍の単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。ただし、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約(別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得申込みに応じることができるものとします。
- ② 前項の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金(第3項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税 (以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込み に係る受益権の価額は、1口につき1円に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額としま す。
- ④ 前項の手数料の額は、販売会社がそれぞれ独自に定めるものとします。
- ⑤ 第3項の規定にかかわらず、受益者が第45条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、 原則として第40条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付けを取消すことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

- 第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口 座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるとき またはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

- 第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 - 1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条、第23条および第24条に定めるものに限ります。)
 - ハ. 金銭債権(イ、口および二に掲げるものに該当するものを除きます。)
 - 二. 約束手形(イに掲げるものに該当するものを除きます。)
 - 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

(運用の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、主として、ピクテ・ジャパン株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結されたピクテ日本ナンバーワン・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券のほか、

次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1. 株券または新株引受権証書
- 2. 国債証券
- 3. 地方債証券
- 4. 特別の法律により法人の発行する債券
- 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- 6. 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10. コマーシャル・ペーパー
- 11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
- 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 14. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
- 17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
 - 1. 預金
 - 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 - 3. コール・ローン
 - 4. 手形割引市場において売買される手形
 - 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 - 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する未上場株式および未登録株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する未上場株式 および未登録株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を 超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託 財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託 財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)の時価総額とマザーファンドの信託 財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100 分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ① 前3項においてマザーファンドの信託財産に属する未上場株式および未登録株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める未上場株式および未登録株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいい、マザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいい、マザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(利害関係人等との取引等)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産の

ためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。)および受託者の利害関係人、第32条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条ならびに第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第24条まで、第27条、第30条および第35条から第37条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条ならびに第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第24条まで、第27条、第30条および第35条から第37条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(投資する株式等の範囲)

- 第19条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。
- ③ 前2項の規定にかかわらず、未上場株式または未登録株式のうち次のいずれかに掲げる発行会社の発行する株式および 外国におけるこれに準ずる発行会社の発行する株式(以下「未上場株式等」といいます。)については、委託者が投資する ことを指図することができるものとします。ただし、一般社団法人投資信託協会規則に定める未上場株式等を間接保有す る場合には、当該投資先が監査を受けていれば、この限りではありません。
 - 1. 金融商品取引法第24条の規定に基づき有価証券報告書(監査意見が無限定適正意見である旨の監査報告書が添付されているものに限ります。)を継続的に提出している発行会社(金融商品取引法第5条に規定する有価証券届出書(監査意見が無限定適正意見である旨の監査報告書が添付されているものに限ります。)を提出している発行会社を含みます。)
 - 2. 会社法(平成17年法律第86号)に基づく監査(会社法施行の際現に存する会社について、旧株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和49年法律第22号)に基づいて行われた監査を含みます。以下同じ。)が行われ、かつ、その監査意見が無限定適正意見である旨の監査報告書が添付されている計算書類等を委託者において入手できる発行会社
 - 3. 公認会計士または監査法人により金融商品取引法または会社法に準ずる監査が行われ、かつ、その監査意見が無限 定適正意見である旨の監査報告書が添付されている財務諸表等を委託者において入手できる発行会社で、今後も継続 的に開示が見込める会社

(同一銘柄の株式等への投資制限)

- 第20条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額 のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図 をしません。
- ② 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ③ 前2項においてマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいい、マザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信用取引の指図範囲)

- 第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- ② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
 - 2. 株式分割により取得する株券
 - 3. 有償増資により取得する株券

- 4. 売り出しにより取得する株券
- 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株 予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明 確にしているもの(以下、会社法施行前の旧商法第341条/3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社 債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の新株予約権の行使により取得可能な株券
- 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予 約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前号のものを除きます。)の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

- 第22条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。
 - 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
 - 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 - 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物 取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をす ることができます。
 - 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。
 - 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有 価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
 - 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外 貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム 額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
 - 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
 - 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額(以下本号において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
 - 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ 対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミ アム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

- 第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、 異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に 係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の 合計額」といいます。以下本項において同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の 一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超え

ることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れ の指図を行うものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

- 第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超 えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(デリバティブ取引等に係る投資制限)

第25条 デリバティブ取引等(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいいます。)については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

- 第26条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

- 第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付 の指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(外貨建資産への投資制限)

第28条 委託者は、マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額と信託 財産に属する外貨建資産との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。 ただし、有価証券の値上がり等により100分の30を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第29条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図)

第30条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属 するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占 める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額についての為替変動リスクを回避するため、 外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

(予約為替の評価)

第31条 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算 します。

(信託業務の委託等)

- 第32条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をする ときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。
 - 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 - 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 - 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 - 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係 人を含みます。)に委託することができるものとします。
 - 1. 信託財産の保存に係る業務
 - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 - 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第33条 金融機関または第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

- 第34条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第35条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等 の指図ができます。

(再投資の指図)

第36条 委託者は、前条の規定によるマザーファンドの受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

- 第37条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金または解約代金ならびに有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第38条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

- 第39条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があると きは、受託者は資金の立替えをすることができます。
- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

- 第40条 この信託の計算期間は、毎年7月21日から翌年7月20日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は 信託契約締結日から平成29年7月20日までとします。
- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下本項において「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

- 第41条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用)

第42条 信託財産に関する租税および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、法律・税務顧問への報酬、印刷等費用(有価証券届出書、有価証券報告書、信託約款、目論見書、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報その他法令により必要とされる書類等の作成、届出、交付、提供に係る費用)、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関する費用を含みます。) は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。
- ③ 委託者は、前項に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産中から受取ることができます。この場合、委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、係る諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることができます。
- ④ 前項において信託事務の処理等に要する諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。
- ⑤ 第3項において信託事務の処理等に要する諸費用の固定率または固定金額を定める場合、係る費用の額は、第40条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計算し、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該終了日が休業日の場合は当該終了日の翌営業日)および毎計算期末または信託終了のとき当該諸費用に係る消費税等に相当する金額とともに信託財産中より支弁します。
- ⑥ 第1項および第2項に掲げる信託財産に関する租税および受託者の立替えた立替金の利息ならびに信託事務の処理等に要する諸費用および当該諸費用に係る消費税等に相当する金額(以下「諸経費」といいます。)は、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せず、かつ委託者の合理的判断によりこの信託に関連して生じたと認めるものを含みます。

(信託報酬等の総額)

- 第43条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第40条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000分の83の率を乗じて得た額とします。
- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該終了日が休業日の場合は当該終了日の翌営業日)および毎計 算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第44条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1.配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬 に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益 者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

- 第45条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。
- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後 1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者 (信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された 受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者 とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償 還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい 当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金(第48条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は、第48条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、4営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて 計算されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第46条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

- 第47条 受託者は、収益分配金については第45条第1項に規定する支払開始日および第45条第2項に規定する交付開始前までに、償還金については第45条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第45条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。
- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、 受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

- 第48条 受益者(販売会社を含みます。以下本条において同じ。)は、自己に帰属する受益権につき、委託者に販売会社が定める1口の整数倍の単位(別に定める契約に係る受益権または販売会社に帰属する受益権については1口単位)をもって一部解約の実行を請求することができます。
- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額とします。
- ④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取消すことができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

- 第49条 委託者は、第4条の規定による信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときもしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に 係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使 することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について 賛成するものとみなします。
- 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託 契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産 の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約 の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

- 第50条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託 を終了させます。
- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第54条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

- 第51条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託 契約を解約し、信託を終了させます。
- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第54条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

- 第52条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡すること があります。
- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

- 第53条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第54条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

- 第54条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- ② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に 係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使 することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について 賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (5) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この 信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ① 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一ま たは複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはでき ません。

(反対者の買取請求の不適用)

第55条 この信託は、委託者が第48条第1項の一部解約の請求を受付けた場合にこの信託契約の一部を解約する委託者指図型投資信託に該当するため、第49条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合に、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者であっても、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することはできません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第56条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

- 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
- 2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用状況に係る情報の提供)

第57条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

(公告)

第58条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第59条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行 の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがっ て取扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第60条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(附則)

- 第1条 第45条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。
- 第2条 第24条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- 第3条 第24条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。)を取決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成28年6月30日

委託者 ピクテ・ジャパン株式会社

受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社

ピクテ日本ナンバーワン・マザーファンド

運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行うことを基本とします。

2. 運用方法

(1)投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

(2)投資態度

- ① わが国のナンバーワン企業*の株式を主要投資対象とし、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行うことを基本とします。
 - ※ナンバーワン企業とは、優れたブランド力、技術力、商品・サービス開発力およびマーケティング力を有し、業界トップシェアを誇る企業、または今後それが期待される企業を指します。
- ② 株式の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。
- ③ 非株式割合は、原則として信託財産総額の50%未満とします。
- ④ デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に定めるものをいいます。)および外国為替予約取引による運用は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的、あるいは信託財産に属する資産または負債に係る価格変動等により生じるリスク(為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による利益または損失の増加または減少の生じるおそれをいいます。)を減じる目的で行うものとします。
- ⑤ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3)投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。ただし、未上場株式および未登録株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ③ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ④ 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑥ 同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条/3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含めます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑦ 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。
- ⑧ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよび デリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20% 以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率 以内となるよう調整を行うこととします。